

茨城県地域防災計画

(原子力災害対策計画編)

昭和38年10月 作 成

令和 5年 1月 最終修正

茨城県防災会議

目 次

第1章 総 則 · · · · ·	1
第1節 計画の目的 · · · · ·	1
第2節 計画の性格 · · · · ·	1
1 茨城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画 · · · · ·	1
2 県地域防災計画における他の災害対策との関係 · · · · ·	1
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 · · · · ·	2
第4節 計画の対象となる範囲及び対応 · · · · ·	7
1 原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村の範囲 · · · · ·	7
2 計画における対応 · · · · ·	9
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 · · · · ·	9
1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施 · · · · ·	9
2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施 · · · · ·	9
第6節 施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応 · · · · ·	10
 第2章 原子力災害事前対策 · · · · ·	11
第1節 原子力施設の安全確保の基本方針 · · · · ·	11
第2節 原子力事業者における防災体制の確立等 · · · · ·	11
1 県及び市町村との連携 · · · · ·	11
2 原子力事業者防災業務計画に関する協議等 · · · · ·	12
3 報告の徴収と立入調査・検査 · · · · ·	12
第3節 国・県・市町村等の連携 · · · · ·	12
1 茨城県原子力防災連絡協議会の活用 · · · · ·	12
2 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 · · · · ·	12
第4節 災害応急体制及び設備の整備 · · · · ·	13
1 県の活動体制の整備 · · · · ·	13
2 オフサイトセンターの整備、管理 · · · · ·	14
3 防災関係機関の体制等 · · · · ·	14
4 広域的応援体制 · · · · ·	14
5 長期化に備えた動員体制の整備 · · · · ·	14
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 · · · · ·	16
1 情報の収集・連絡体制の整備 · · · · ·	16
2 情報の分析整理 · · · · ·	16
3 通信手段の確保 · · · · ·	17
第6節 情報伝達・住民広報体制の確立 · · · · ·	18
1 情報伝達・住民広報の手段の整備 · · · · ·	18
2 住民等への的確な情報伝達体制の整備 · · · · ·	18

第7節 緊急時モニタリング体制の整備	19
1 平常時からの監視の実施	19
2 緊急時モニタリング体制の確立	19
3 緊急時モニタリングセンターの体制及び役割	19
4 緊急時モニタリング計画等の作成	19
5 モニタリング資機材の整備・維持	20
6 環境放射線に係る情報伝達のネットワークの整備等	20
第8節 避難計画等の整備	21
1 避難計画の作成	21
2 避難所等の整備	21
3 学校等施設における避難計画の整備	21
4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	22
5 住民等の避難状況の確認体制の整備	22
6 避難所・避難方法等の周知	22
第9節 要配慮者への対応	23
1 要配慮者に対する防災体制の整備	23
2 要配慮者に配慮した情報伝達体制の確立	23
3 防災知識の普及	23
第10節 防災関係資機材の整備	24
1 救助・救急活動用資機材の整備	24
2 消火活動用資機材等の整備	24
3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	24
第11節 物資の調達、供給活動	24
第12節 緊急輸送活動体制の整備	25
1 専門家の移送体制の整備	25
2 緊急輸送路の確保体制等の整備	25
第13節 原子力災害医療体制等の確立	26
1 原子力災害医療体制の整備	26
2 原子力災害医療チーム派遣要請体制	26
3 医療活動用資機材の整備	26
4 関係機関の協力の確保	26
5 原子力事業所における原子力災害医療体制の整備促進	26
6 原子力災害医療ネットワーク化の促進	26
7 情報提供システムの充実・活用	26
8 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	27
9 救命の優先等	27
第14節 教育及び防災訓練等の実施	28
1 防災業務関係者等の研修	28
2 防災訓練計画の策定	28
3 実践的な訓練の実施と事後評価	29
4 自主防災組織等の育成	29
第15節 住民に対する防災知識の普及	30
第16節 行政機関の業務継続計画の策定	31
第17節 原子力施設上空の飛行規制	31
1 飛行規制の要請	31
2 違反航空機に対する措置	31
3 航空交通管制機関との連携	31

第3章 緊急事態応急対策	32
第1節 事故発生時における連絡及び初期活動	32
1 事故発生時の通報連絡	32
2 事故発生時の広報	32
3 防災関係機関相互の連携	32
4 通信連絡の方法	32
5 活動体制	34
6 初期活動	34
第2節 施設敷地緊急事態発生時における連絡	35
第3節 茨城県災害対策本部の設置	36
1 事故発生時における県の体制及び職員の配備体制区分の基準及び内容	36
2 職員の動員配備体制の決定	36
3 茨城県災害警戒本部の設置基準	37
4 茨城県災害警戒本部設置の決定	37
5 茨城県災害警戒本部の組織及び所掌事務	37
6 茨城県災害対策本部の設置基準	37
7 茨城県災害対策本部設置の決定	37
8 茨城県災害対策本部の組織及び所掌事務	37
9 関係機関との連携	38
10 茨城県災害対策本部の廃止基準	39
11 茨城県災害対策本部の移転	39
第4節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣	39
1 原子力防災要員等の県・市町村への派遣	39
2 原子力防災要員等のオフサイトセンターへの派遣	39
第5節 関係機関等への協力要請	40
1 防災関係機関等への協力要請	40
2 自衛隊への災害派遣要請	41
3 原子力被災者生活支援チームとの連携	41
4 広域的な応援要請	41
第6節 緊急時モニタリング	44
1 警戒段階のモニタリングの体制	44
2 緊急時モニタリングの組織と業務	44
3 緊急時モニタリング等の実施	48
4 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画	49
5 モニタリング結果の共有	49
第7節 広 報	50
1 広報の基本方針	50
2 県の行う広報	50
3 所在・関係周辺市町村の行う広報	51
4 原子力事業者の行う広報	51
5 その他の防災関係機関等の行う広報	51
6 事故の各段階に応じた広報	51

第8節 避難・屋内退避	53
1 避難・屋内退避等の指標	53
2 避難・屋内退避等の防護活動の実施	54
3 避難所の開設・運営等	56
4 避難の際の住民に対する避難退城時検査の実施	56
5 緊急時の住民等の被ばく線量の把握	56
6 安定ヨウ素剤の配布及び服用	56
7 学校等施設における避難措置	57
8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	57
9 飲食物、生活必需品等の供給	57
10 交通規制・警備等	57
11 治安の確保	58
第9節 要配慮者対応	58
1 広報	58
2 避難・屋内退避等	58
第10節 緊急輸送	59
1 緊急輸送の順位	59
2 緊急輸送の範囲	59
3 緊急輸送体制の確立	59
4 緊急輸送のための交通確保	60
第11節 原子力災害医療	61
1 原子力災害医療の体制	61
2 原子力災害医療措置	63
第12節 飲食物等に関する措置	72
1 暫定飲食物摂取制限	72
2 飲食物等の摂取制限	72
第13節 防災業務関係者の防護対策	73
1 防災業務関係者の安全確保	73
2 防護対策	73
3 防災業務関係者の放射線防護	73
第14節 行政機関の退避	74
第4章 原子力災害中長期対策	75
第1節 放射性物質の除去等	75
第2節 各種規制措置の解除	75
第3節 広報	75
第4節 被害状況の調査等	76
1 住民の登録	76
2 被害調査	76
3 汚染状況図の作成等	76
4 被災者の生活の支援	76
第5節 住民等の健康影響調査等の実施	77
1 健康影響調査・健康相談	77
2 飲料水・食品の安全確認	77

第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等	77
第7節 物価の監視	77

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)及び「原子力災害対策特別措置法」(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等(加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用(保安規定を定める施設))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な防災対策に關し、国(指定地方行政機関を含む。)、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、必要な体制を確立するとともに、防災に關してとるべき措置を定め、そのもてる機能を有効に發揮して、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 茨城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、茨城県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するこがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「茨城県地域防災計画」の「原子力災害対策計画編」として定めるものであるが、放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出されることによる原子力災害に關しては、「茨城県地域防災計画(風水害等対策計画編)」により対応するものとし、この計画に定めのない事項に關しては「茨城県地域防災計画(地震災害対策計画編)」により対応するものとする。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災対策に関し、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、職員の教育・訓練、設備・資機材の整備等により各機関自らの事務又は業務を処理するために必要な体制を平常時から整備しておくほか、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 茨城県

- ア 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
- イ 環境放射線の監視
- ウ 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- エ 県災害対策本部等の設置・解散
- オ 自衛隊・国の専門家等の派遣要請、受入れ
- カ 所在・関係周辺市町村の防災対策に関する指示、指導、助言及び協力
- キ 隣接県、市町村等への防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等
- ク ボランティアの受入れ
- ケ 緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の実施
- コ 県民に対する広報及び情報伝達
- サ 住民の避難・屋内退避等、救助及び立入制限に関する所在・関係周辺市町村への指示
- シ 原子力災害医療措置の実施
- ス 飲食物の摂取制限に関する所在・関係周辺市町村等への指示
- セ 緊急輸送及び必要物資の調達
- ソ 環境中の放射性物質の除去等
- タ 各種制限措置の解除
- チ 被害状況の調査及び被災者の生活の支援

2 茨城県教育委員会

- ア 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
- イ 幼児、児童、生徒の避難・屋内退避等の実施
- ウ 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

3 茨城県警察本部

- ア 防護対策区域に係る立入制限、交通規制、住民の避難誘導等の警備

4 所在・関係周辺市町村

- ア 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
- イ 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- ウ 消防対策
- エ 市町村災害対策本部の設置・解散
- オ ボランティアの受入れ
- カ 住民に対する広報及び情報伝達
- キ 住民の避難・屋内退避等、救助及び立入制限
- ク 原子力災害医療措置への協力
- ケ 被ばく者、一般傷病者の救急搬送

- コ 飲食物の摂取制限等
- サ 緊急輸送及び必要物資の調達・供給
- シ 環境中の放射性物質の除去等
- ス 各種制限措置の解除
- セ 被害状況の調査及び被災者の生活の支援
- ソ 県の行う原子力防災対策に対する協力

5 所在・関係周辺市町村教育委員会

- ア 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
- イ 幼児、児童、生徒の避難・屋内退避等の実施
- ウ 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

6 その他の市町村

- ア 住民に対する広報及び情報伝達
- イ 避難所の開設、避難誘導等への応援

7 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の調整
 - イ 警察通信の確保と統制
 - ウ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに連絡・通報
- (2) 関東財務局
 - ア 地方公共団体に対する災害融資
 - イ 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示
 - ウ 国有財産の無償貸与
- (3) 関東信越厚生局
 - ア 関係職員の現地派遣
 - イ 関係機関との連絡調整
- (4) 関東経済産業局
 - ア 原子力事業所の災害に関する情報収集及び防災に関する協力
 - イ 生活必需品、普及資材など防災関係物資の円滑な供給確保
 - ウ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営確保
 - エ 被災中小企業の振興
- (5) 茨城労働局
 - ア 労働者の被ばく管理の監督指導
 - イ 労働災害調査及び労働者の労災補償
 - ウ 原子力事業所の事故の際における労働者健康管理の指示
- (6) 関東農政局
 - ア 主要食糧の需給調整
 - イ 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認
 - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給
 - エ 被災農林漁業者等への災害金融措置の要請
 - オ 風評被害等の防止対策

(7) 関東地方整備局

- ア 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- イ 原子力防災に関する研究等の推進
- ウ 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- エ 活動体制の確立
- オ 関係者への的確な情報伝達活動
- カ 災害復旧に関すること

(8) 関東森林管理局

- ア 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供
- イ 国有林野内の放射性物質の汚染対策

(9) 関東運輸局

- ア 自動車運送業者に対する運送協力要請
- イ 自動車及び被災者、災害必需物資等の輸送調整
- ウ 応急海上輸送の輸送力の確保

(10) 東京航空局（百里空港事務所）

- ア 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底
- イ 飛行場使用の相互調整

(11) 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）

- ア 船艇、航空機等による原子力災害情報の伝達
- イ 避難に関する情報の伝達・避難誘導等
- ウ 海上における緊急時モニタリングの支援
- エ 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置
- オ 海上における救助・救急活動
- カ 緊急輸送に関すること
- キ 海上における治安の維持

(12) 東京管区気象台（水戸地方気象台）

- ア 気象状況の把握
- イ 気象に関する資料・情報の提供
- ウ 緊急時モニタリングへの支援

(13) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
- ウ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し
- エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）
- オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

8 自衛隊

- ア 緊急時モニタリングの支援
- イ 被害状況の把握
- ウ 避難の援助
- エ 行方不明者等の捜索援助
- オ 消防活動
- カ 応急医療、救護
- キ 人員及び物資の緊急輸送
- ク 危険物の保安及び除去
- ケ その他災害応急対策の支援に関すること

9 指定公共機関

- (1) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）
 - ア 公共機関等の防災関連の重要通信及び避難所等の臨時回線の優先的確保
- (2) 株式会社NTTドコモ（茨城支店）
 - ア 防災関係機関や避難所等の通信の確保
- (3) KDDI株式会社（水戸支店）
 - ア 防災関係機関や避難所等の通信の確保
- (4) 日本銀行（水戸事務所）
 - ア 通貨の円滑な供給の確保
 - イ 金融機関の間の資金決済の円滑の確保
 - ウ 金融機関の業務運営の確保
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施
 - オ 上記各業務に係る広報
- (5) 日本赤十字社（茨城県支部）
 - ア 医療救護活動の実施
 - イ 災害救助への協力
 - ウ 救援物資の配分
- (6) 日本放送協会（水戸放送局）
 - ア 広報
 - イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
- (7) 東日本高速道路株式会社（関東支社）
 - ア 高速自動車国道等の交通の確保
- (8) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）
 - 原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という。）を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力
 - ア 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、原子力災害医療活動、広報活動等）
 - イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
 - ウ 原子力防災に必要な教育・訓練
- (9) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
 - ア 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、原子力災害医療活動、広報活動等）
 - イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
 - ウ 原子力防災に必要な教育・訓練
- (10) 日本原子力発電株式会社
 - ア 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、原子力災害医療活動、広報活動等）
 - イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
 - ウ 原子力防災に必要な教育・訓練
- (11) 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）
 - ア 災害対策用物資及び避難者の輸送への協力
- (12) 日本通運株式会社（茨城支店）
 - ア 災害対策用物資の輸送への協力
- (13) 東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）
 - ア 災害時における電力供給に関すること
- (14) 日本郵便株式会社（関東支社）
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - エ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

10 指定地方公共機関

- (1) 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県看護協会、公益社団法人茨城県薬剤師会）
 - ア 原子力災害医療等の医療救護活動への協力
 - イ 健康影響調査（健康診断等）への協力
- (2) 運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）
 - ア 避難者及び災害対策用物資の輸送協力
- (3) 報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送）
 - ア 広報
 - イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

11 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合
 - ア 汚染農産物の出荷制限等応急対策の指導
 - イ 食糧供給支援
- (2) 森林組合
 - ア 汚染林産物に関する対策の指導
- (3) 漁業協同組合
 - ア 漁船等への広報協力
 - イ 汚染水産物の出荷制限等応急対策の指導
- (4) 商工会議所、商工会
 - ア 救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
- (5) 学校法人
 - ア 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
 - イ 幼児、児童、生徒の避難・屋内退避等の実施
 - ウ 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力
- (6) 公益社団法人茨城原子力協議会
 - ア 広報
 - イ 県・市町村が実施する災害応急対策への協力
- (7) 原災法対象原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）
 - ア 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正
 - イ 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理
 - ウ 防災上必要な社内教育及び訓練
 - エ 自衛防災組織の充実・強化
 - オ 環境放射線監視の実施及び協力
 - カ 通報連絡
 - キ 事故拡大防止及び汚染拡大防止措置
 - ク 災害状況の把握及び報告
 - ケ 緊急時モニタリングの実施及び協力
 - コ 原子力災害医療活動の実施及び協力
 - サ その他、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力
- (8) その他の原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）
 - ア 緊急時モニタリングへの協力
 - イ その他、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力
- (9) 報道機関（日本放送協会（水戸放送局）、株式会社茨城新聞社及び株式会社茨城放送を除く）
 - ア 広報
 - イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
- (10) 公益社団法人茨城県診療放射線技師会及び公益社団法人茨城県臨床検査技師会
 - ア 原子力災害医療活動への協力
 - イ 健康影響調査（健康診断等）への協力

第4節 計画の対象となる範囲及び対応

1 原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村の範囲

本県には多くの原子力事業所があり、そこで扱われる放射性物質の種類、量、使用方法は様々である。

本計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所（以下、「原災法対象事業所」という。）とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下、「原子力災害対策重点区域」という。）を設定する施設、原子力災害対策重点区域の範囲（「原子力災害対策指針」に示されている予防的防護措置を準備する区域（P A Z）及び緊急防護措置を準備する区域（U P Z）の目安を基準とする。）、原子力災害対策重点区域を含む市町村（以下、「所在・関係周辺市町村」という。）は、表1のとおりである。

表1 原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域^{注1}

地区	原災法対象事業所 〔所在市町村〕	注2) 許可等区分	原子力災害対策重点区域		
			重点区域を設定 する原子力施設	重点区域の 範 囲	所在・関係周辺 市 町 村
東 海 ・ 那 珂 地 区	・日本原子力発電(株) 東海発電所・東海第二発電所 (略称：原電東海) 〔東海村〕	原 子 炉	発電用原子炉施設	(P A Z) 約 5 km (U P Z) 約 30 km	東 海 村 水 戸 市 日 立 市 常陸太田市 高 萩 市 笠 間 市 ひたちなか市 常陸大宮市 那 珂 市 鉾 田 市 茨 城 町 大 洗 町 大 城 里 町 大 子 町
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 (略称：機構原科研) 〔東海村〕	原 子 炉 使 用 廃棄物埋設	試験研究用等原子 炉施設 (JRR-3)	(U P Z) 約 5 km	東 海 村 日 立 市 ひたちなか市
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 (略称：機構サイクル研) 〔東海村〕	再 处 理 使 用	再処理施設	(U P Z) 約 5 km	東 海 村 日 立 市 ひたちなか市
	・原子燃料工業(株)東海事業所 (略称：原燃工) 〔東海村〕	加 工 使 用	加工施設	(U P Z) 約 500m	東 海 村
	・三菱原子燃料(株) (略称：三菱原燃) 〔東海村、那珂市〕	加 工	加工施設	(U P Z) 約 1 km	東 海 村 那 珂 市
	・国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 (略称：東大東海) 〔東海村〕	原 子 炉 使 用	—	—	—
	・(公財) 核物質管理センター 東海保障措置センター (略称：核管理センター) 〔東海村〕	使 用	—	—	—
	・MH I 原子力研究開発 (株) (略称：N D C) 〔東海村〕	使 用	—	—	—
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (略称：機構大洗) 〔大洗町、鉾田市〕	原 子 炉 使 用 廃棄物管理	試験研究用等原子 炉施設(常陽) 試験研究用等原子 炉施設(H T T R) 試験研究用等原子 炉施設(J M T R)	(U P Z) 約 5 km	大 洗 町 鉾 田 市 水 戸 市 茨 城 町
大 洗 ・ 鉾 田 地 区	・日本核燃料開発(株) (略称：日本核燃) 〔大洗町〕	使 用	—	—	—

※ 注1) : 原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone)、緊急
防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective action Planning Zone)

注2) : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号。) の許可等の区分に
よる。

2 計画における対応

本計画では、表1に掲げる事業所を対象に、原子力災害が発生（過酷事故、自然災害と相前後して発生する事故を含む。）した場合を想定し、県等が行う以下の各種防災活動を規定する。

- ・緊急時モニタリングの実施
- ・広報の実施
- ・避難・屋内退避等の方法
- ・安定ヨウ素剤の予防的服用
- ・原子力災害医療の実施（スクリーニングを含む。）
- ・飲食物等の摂取・出荷制限の措置
- ・緊急輸送の体制の確立
- ・飲食物・生活必需品の供給
- ・交通規制
- ・治安の確保
- ・その他防災対策活動に必要な事項

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影响を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置を準備し、実施することとする。

- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

U P Z及びU P Z外においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第6節 施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応

1 施設敷地緊急事態等に該当しない事故に対しても、事故に対する住民の不安、動搖等の緩和を図るため、周辺住民が受けるおそれがある被ばく線量に着目して、事故をいくつかのケースに分類し、事故の状況に応じて次により、環境放射線モニタリングの強化、周辺住民への積極的な情報提供、注意喚起を行うなどの対応を図る。

このため、県は、施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応について、別に定めておくものとする。

- (1) 県は、記者発表を行うとともにホームページに掲載するほか、状況に応じて住民間合せ窓口を設置する。
 - (2) 所在・関係周辺市町村は、防災行政無線、ホームページ、広報車等により広報を行う。
- 2 事故のケースは、放射性物質の放出等に関する原子力事業所からの情報、放射線監視情報等から迅速に判断する。このために、あらかじめ各ケースに相当する放射性物質の放出量、空間線量率、排気筒又は環境中での放射性物質濃度等を概算して整備しておく。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 原子力施設の安全確保の基本方針

- 1 原子力事業者は、安全が全てに優先するとの原則の下、原子力施設周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護する責務を有することを認識し、関係諸法令、原子力安全協定等の遵守はもとより、自己の原子力施設の使用・運転・管理に万全の措置を講ずるものとする。
- 2 県は、原子力施設周辺の住民の安全確保を図るため、原子力施設の立地、建設、運転について、県原子力審議会、県原子力安全対策委員会等の意見を尊重し、平常時から原子力事業所の安全管理体制等について確認するなど、原子力安全協定等の積極的な運用を図るとともに、国及び原子力事業者に対して適時適切な措置を求めるものとする。

第2節 原子力事業者における防災体制の確立等

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、電気事業法等の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、災害対策基本法及び原災法の規定に基づき、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講じる。

また、原子力事業者は、平常時から県、所在・関係周辺市町村と協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携体制を整備しておくとともに、自衛消防体制の充実強化に努めるものとする。

1 県及び市町村との連携

(1) 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の尊重

原子力事業者が原子力災害対策を実施する際には県、所在・関係周辺市町村が作成する地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従うこととし、平常時から、同計画を原子力防災要員等に周知徹底する。

(2) 原子力事業者防災業務計画の作成・検討・修正

原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力災害の発生及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について、原子力事業者防災業務計画を作成する。

原子力事業者は、毎年、当該計画に検討を加え、必要があるときはこれを修正しなければならない。

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとする日の60日前までに、県知事及び所在市町村長に当該計画の案を提出し協議する。

原子力事業者は、当該計画を作成し、又は修正したときは、速やかに国に届け出るとともに、その要旨を公表する。

原子力事業者は、国に提出した原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書の写し及び当該計画書の要旨を、県及び所在市町村の原子力防災担当課長あて報告するものとする。

(3) 原子力防災教育・訓練

原子力事業者は、施設の運転を常時安全に行うとともに、原子力災害時に的確な応急対策活動がとれるよう、定期的に各種規定の教育、放射線防護を含めた原子力災害時の各種措置の訓練を行うものとする。

また、原子力事業者は、国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災訓練に対し共催又は参加・協力する。

2 原子力事業者防災業務計画に関する協議等

- (1) 県及び所在市町村は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始する。
さらに県は、原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町村の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。
- (2) 県及び所在市町村は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届出があった場合、これを受理するものとする。
さらに県は、関係周辺市町村に当該届出の写しを速やかに送付するものとする。
- (3) 県及び所在市町村は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出があった場合、これを受理するものとする。
さらに県は、関係周辺市町村に当該届出の写しを速やかに送付するものとする。
- (4) 県及び所在市町村は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届出があった場合、これを受理するものとする。
さらに県は、関係周辺市町村に当該届出の写しを速やかに送付するものとする。

3 報告の徴収と立入調査・検査

- (1) 県等は、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）等のための措置が適切に行われているかどうかについて、以下の方法により確認するものとする。
ア 県及び原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「原子力安全協定」という。）を締結している市町村は、必要に応じ、原子力事業者から報告を徴収し、適時適切な立入調査を実施する。
イ 県及び所在市町村は、必要に応じ、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施する。
- (2) 立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第3節 国・県・市町村等の連携

1 茨城県原子力防災連絡協議会の活用

国、県、所在・関係周辺市町村、警察、自衛隊、海上保安庁、消防機関、原子力事業者、指定（地方）公共機関等は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等について、「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて、平常時より密接な連携を図るものとする。

2 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

- (1) 県は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- (2) 県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第4節 災害応急体制及び設備の整備

1 県の活動体制の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

県は、警戒事態発生の通報を受けた場合及び大規模自然災害（立地市町村で震度5弱以上の地震等）が発生した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 災害対策本部体制等の整備

県は、警戒事態発生の通報を受けた場合に、副知事を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

県は、施設敷地緊急事態が発生した場合及び内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

(3) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

県は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた時、現地での応急対策の拠点となるオフサイトセンターが直ちに機能するよう、平常時から国等と協力して当該施設、設備、資機材及び資料等の維持・管理を行うとともに、あらかじめ職員の派遣体制の整備を行っておくものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県は、オフサイトセンターにおいて、防災関係機関が情報を共有し、調整を行う現地事故対策連絡会議へ職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、派遣手段等を定めておくものとする。

また、県は、現地事故対策連絡会議と即座に連携し活動できるよう、あらかじめ国、所在・関係周辺市町村、原子力機構等と十分協議しておくものとする。

(5) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

県は、オフサイトセンターにおいて、防災関係機関が一堂に会し、各種防護対策を実施、調整する原子力災害合同対策協議会に派遣する職員をあらかじめ定めるとともに、機能班における役割、権限等について、原子力防災専門官と協議し定めておくものとする。

2 オフサイトセンターの整備、管理

- (1) 県は、原子力災害発生時に、国、市町村、事業者等の関係者が一堂に会して、住民がとるべき行動の基本的指針の検討・協議、事故状況や応急対策の実施状況などの基本情報の集約・整理を行い、緊急時モニタリング、被ばく医療、避難やこれら住民への情報発信等の防護対策を円滑に実施するため、ひたちなか市西十三奉行地区にオフサイトセンターを整備する。
- (2) 県は、原災法第12条の規定に基づくオフサイトセンターの指定又は指定の変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。
- (3) 県は、国と連携して、衛星回線、TV会議システムの整備など原子力災害時に必要な通信及び情報機器の整備を行う。
- (4) オフサイトセンターは、自然災害や避難のための立退きの指示を受けた区域に含まれるなどにより使用できない場合には、移転先を「つくば国際会議場」又は「茨城県教育研修センター」とする。
なお、応急対策等の内容と国・県・市町村等の役割分担は、おおむね図1のとおりとする。

3 防災関係機関の体制等

- (1) 防災関係機関は、それぞれの機関の実情に応じて職員の非常参集体制の整備を図る。
- (2) 県は、収集した情報を的確に分析・評価できる人材の育成を図るとともに、原子力や防災の知識を有する原子力事業所職員経験者及び地元大学の専門家等を緊急時モニタリング、原子力災害医療でのスクリーニング、住民間合せ対応等において活用する体制の強化を図る。
- (3) 県は、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、必要に応じ、災害時における重要通信の優先的確保、報道要請、必要な物資の調達等に関して、指定公共機関等との協定締結、連携強化などにより協力体制の整備充実を図る。

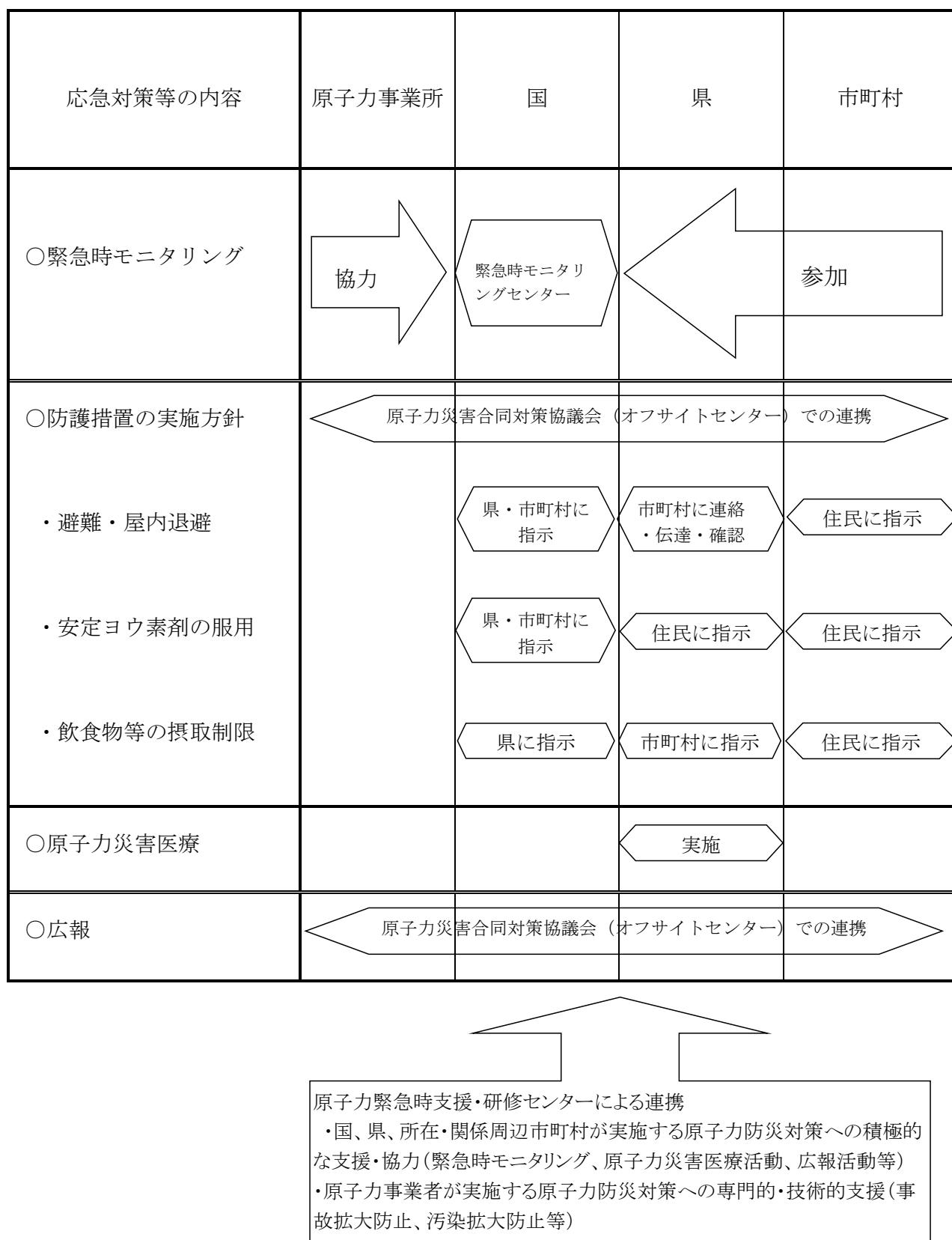
4 広域的応援体制

- (1) 県は、災害対策基本法第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、他の都道府県との応援協定の締結を推進するなど、応援体制の整備、充実に努める。
また、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整しておくものとする。
- (2) 県は、広域の市町村間の協定等に基づく消防相互応援体制の強化、緊急消防援助隊による救助活動等の支援体制の充実等市町村相互の応援体制の整備、充実に努める。
- (3) 県は、災害時における市町村からの応援要請に迅速かつ円滑に対応できるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続等、応援体制について整備するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。
- (4) 県警察は、警察庁及び他都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受入態勢などの整備を図るものとする。
- (5) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、受入態勢の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、どのような分野（救急、救助、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

5 長期化に備えた動員体制の整備

県は、国、所在・関係周辺市町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

図1 原子力緊急事態宣言発出後における応急対策等の内容と国、県、市町村等の役割分担



第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関相互の連携体制の確保

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在・関係周辺市町村、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、被災市町村から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を定めた要領を作成し、事業者、関係機関等に周知する。

- ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び所在・関係周辺市町村と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

県は、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要な通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について関係機関が円滑に利用できるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、国、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

3 通信手段の確保

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国、所在・関係周辺市町村と連携し、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

① 県と国、所在・関係周辺市町村との間の専用回線網の整備

県と国は、緊急時における県と国及び県と所在・関係周辺市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

② オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、オフサイトセンターと県及び所在・関係周辺市町村との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

① 防災行政無線の整備

県は、住民等への的確な情報伝達を図るため、国、所在・関係周辺市町村とともに、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

② 災害に強い伝送路の構築

県は、災害に強い伝送路を構築するため、国と連携し、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

③ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

④ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、被災現場の状況を迅速に収集するため、国の協力のもと、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

⑤ 災害時優先電話等の活用

県、所在・関係周辺市町村及び関係機関は、既設の電話を「災害時優先電話」として東日本電信電話株式会社茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。

⑥ 通信輻輳の防止

県は、所在・関係周辺市町村及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。

この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

⑦ 非常用電源等の確保

県は、所在・関係周辺市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

⑧ 保守点検の実施

県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第6節 情報伝達・住民広報体制の確立

1 情報伝達・住民広報の手段の整備

- (1) 県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在・関係周辺市町村、オフサイトセンター、支援・研修センター及び原子力事業者その他防災関係機関との相互連絡体制を確立し、常時緊密な連携を図るとともに、これらの防災拠点間における専用通信回線、災害時優先電話、ＴＶ会議システム等を整備、確保する。
- (2) 県は、情報の集約・共有と広報を円滑かつ確実に実施するため、国、県、市町村等の防災関係機関が保有する災害に関する情報を集約し共有化する機能を有する「統合原子力防災ネットワークシステム」を国と共同で整備するとともに、集約した情報から住民が理解しやすいよう情報を整理し、速やかに県ホームページ等により広報するものとする。
- (3) 所在・関係周辺市町村は、市町村防災行政無線（特に戸別受信機）の整備に努めるなど、住民への情報伝達に係る設備等の充実に努める。
- (4) 県は、災害に強い伝送路を構築するため、国と連携し、有・無線系、地上、衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県は、国、所在・関係周辺市町村とともに、災害対策本部等からの住民への指示や情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、以下の事項をはじめとして、体制の充実に努める。

- (1) 広報文例の作成

県、所在・関係周辺市町村は、国、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、以下の点を考慮して広報文例を作成する。

 - ア 住民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく住民の感覚を最大限に考慮して、住民が理解できるよう（中学生が理解できるよう）情報を整理する。
 - イ 放射線量のデータを伝達する場合には、その意味合いを理解するための情報（平常時の数值、法令等の基準・指標）を必ず付記する。
 - ウ 事故発生事業所の場所、避難対象区域、交通規制の状況等の情報を伝達する場合には、テレビ等で生中継ができるよう必ず地図を用いる。
- (2) 報道機関との連携強化

ア 国及び県は、指定（地方）公共機関として指定されている報道機関が、災害対策基本法に基づく協力の一環として確実に住民広報を行えるよう、あらかじめ協議を行う。

イ 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。
- (3) 外国人も含めた「住民間寄せ窓口」対応体制の整備

ア 国、県、所在・関係周辺市町村は、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、あらかじめQ&A集を準備しておく。

イ 県災害対策本部に寄せられる問合せのうち技術的事項の解説等については、支援・研修センターで対応できるよう、相互に転送が行える機能を整備する。

ウ 事故発生時に個人の安否等の情報を確認できるようにするため、施設敷地緊急事態が発生した場合には電気通信事業者と災害用伝言ダイヤルが開設されるよう、あらかじめ協議する。

第7節 緊急時モニタリング体制の整備

1 平常時からの監視の実施

県は、関係機関と緊密な連携のもとに、原子力施設周辺環境の安全を確保するため、空間線量の測定・環境試料の放射能調査を実施するとともに、測定・調査結果に県東海地区環境放射線監視委員会において評価を加える。

また、原子力事業者は、原災法第11条の規定に基づき設置した放射線測定設備により測定し、県及び所在市町村へ報告するものとする。

これら測定・調査結果や評価結果については、ホームページへ掲載するなどして積極的に公表する。

2 緊急時モニタリング体制の確立

県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを適切に実施する。また、国、所在・関係周辺市町村、原子力事業者及び関係指定公共機関等と連携し、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練の実施を通じた連携強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。

3 緊急時モニタリングセンターの体制及び役割

国は、緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）の統括の下、緊急時モニタリングセンターを設置する。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者、指定公共機関等の要員により構成される。

緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、国からの担当者が不在の時には、県（環境放射線監視センター）が指揮を代行する。

緊急時モニタリングセンターの基本的な体制は、以下のとおりとする。

センター長	緊急時モニタリングセンターのとりまとめ 原子力規制庁の職員が務め、上席放射線防災専門官及び県はこれを補助する。
企画調整 グループ	緊急時モニタリングの実施内容の検討、オフサイトセンター連絡窓口等 国、関係地方公共団体、原子力事業者、指定公共機関等で構成する。
情報収集管理 グループ	緊急時モニタリング結果の集約及び妥当性確認 国、関係地方公共団体、原子力事業者、指定公共機関等で構成する。
測定分析 担当	緊急時モニタリング項目の測定・分析 国、関係地方公共団体、原子力事業者、指定公共機関等で構成する。

また、県は、オフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンターの要員を受け入れるための受入体制を確保するものとする。

4 緊急時モニタリング計画等の作成

県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、関係地方公共団体及び支援・研修センター等の協力を得て、対象となる原子力事業所の特徴を踏まえた緊急時モニタリング体制及びその整備、協力要請、緊急時の対応、モニタリング結果の確認及び公表など、緊急時モニタリングの実施に関する基本的事項を定めた緊急時モニタリング計画を作成する。

また、緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施するため、具体的な実施体制、手順、モニタリング要員の動員体制やモニタリングの測定地点等を定めた緊急時モニタリング実施要領を作成する。

5 モニタリング資機材の整備・維持

県は、平常時又は緊急時に原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用の資機材、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

なお、設備の整備にあたっては、地震時の自然災害に配慮するものとする。

6 環境放射線に係る情報伝達のネットワークの整備等

県は、国、原子力事業者と連携し、環境放射線テレメータシステム等を平常時から放射線モニタリング情報共有・公表システムに接続し、情報の一元化を図るとともに、緊急時モニタリングの結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行う。

また、避難ルート等の検討や整備、緊急時モニタリング及び避難退域時検査の実施などには、放射性物質の拡散を予測する情報が必要であることから、拡散予測システムの整備に努めるものとする。

第8節 避難計画等の整備

1 避難計画の作成

県は、所在・関係周辺市町村に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。

特にPAZを含む市町村においては、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には、直ちにPAZ内の住民の避難が可能な体制を構築するものとする。また、UPZを含む市町村においては、PAZ内の住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とした広域避難計画を作成するものとする。

なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

避難計画の作成にあたっては、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は、同一地域に確保するよう努めるものとする。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

県は、所在・関係周辺市町村等に対し、避難先から更なる避難を避けるため、防護措置を重点的に実施すべき区域外の市民センター、学校、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難や避難退域時検査等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するよう助言及び指導を行うものとする。

避難所の指定に当たっては、生活環境が整った施設を指定するなど要配慮者に十分配慮するとともに、国の協力のもと、県は広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

また、避難所を確保する際の面積の目安については、感染症対策やプライバシーの確保等に配慮し、県が定めた「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」等を踏まえ、1人当たり3m²以上とする。

(2) 避難誘導用資機材、移送料用資機材・車両等の整備

県は、所在・関係周辺市町村等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言及び指導を行うものとする。

また、県は、関係機関等と協力し、資機材の調達、搬送体制の整備を図るものとする。

3 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県、所在・関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画等を作成するものとする。

また、県は市町村と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

駅等の不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、県、所在・関係周辺市町村と連携し、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

5 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、所在・関係周辺市町村等が避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在・関係周辺市町村等に対し助言及び指導を行うものとする。

6 避難所・避難方法等の周知

県は、所在・関係周辺市町村等に対し、避難や避難退城時検査等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言及び指導を行うものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在・関係周辺市町村、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と連携の上、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第9節 要配慮者への対応

1 要配慮者に対する防災体制の整備

- (1) 所在・関係周辺市町村は、在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画により、避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の把握に努めるものとする。
- (2) 県及び所在・関係周辺市町村は、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア組織等との連携により、高齢者、外国人、障害者等要配慮者の避難誘導、安全確保に係る協力体制の整備に努めるものとする。
- (3) 病院等医療機関の管理者は、県、所在・関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、県、所在・関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。
また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。
- (5) 病院や社会福祉施設の管理者は、早期に避難することが困難な要配慮者が一時的に屋内退避できるよう、施設の放射線防護対策等に努めるものとし、県や国はその取組を支援するものとする。

2 要配慮者に配慮した情報伝達体制の確立

- (1) 県は、外国人も含めた「住民間合せ窓口」対応体制を整備するとともに、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して字幕や文字放送、外国語放送を実施する体制の整備に努める。
- (2) 県及び所在・関係周辺市町村は、要配慮者に対し迅速かつ的確に情報を伝達するため、緊急通報装置（日常生活用具給付種目の一つ）の給付促進、一斉同報システムや市町村防災行政無線の戸別受信機の整備に努める。

特に、聴覚障害者に対しては、FAX式又は文字表示式の戸別受信機を整備するなど、迅速確実に情報を伝達できる体制、相手方の受信状況や安否の確認ができる体制の整備に努める。

3 防災知識の普及

県及び所在・関係周辺市町村は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、視聴覚障害者、外国人等の要配慮者にも十分配慮したきめ細かな防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第10節 防災関係資機材の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

県は、所在・関係周辺市町村と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、所在・関係周辺市町村に対し、救助工作車、救急自動車等の計画的な整備に努めるよう助言及び指導を行うものとする。

2 消火活動用資機材等の整備

県は、平常時から所在・関係周辺市町村、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 県は、国、所在・関係周辺市町村と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を計画的に整備するものとする。
- (2) 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第11節 物資の調達、供給活動

- 1 県は、国、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制の整備を行うものとする。また、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災し、流通在庫備蓄が確保できない場合も想定されることから、公的備蓄の充実に努めるものとする。
- 2 県は、災害の規模等に鑑み、所在・関係周辺市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

第12節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送体制（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続、空港等から現地までの先導体制等）の整備に努めるものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 県は、多重性や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの整備を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
- (2) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
- (3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時における交通規制について、運転者等に周知を図るものとする。
- (4) 県警察は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (5) 県及び県警察は、国、所在・関係周辺市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する輸送活動を円滑に行う輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。
- (6) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。
- (7) 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用を図るための体制を整備するものとする。
- (8) 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- (9) 県及び県警察は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、国及び市町村と連携し、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

第13節 原子力災害医療体制等の確立

1 原子力災害医療体制の整備

県は、原子力災害時における医療対応（以下「原子力災害医療」という。）のため、関係機関の協力を得て、避難所に設置する救護所等における初期医療、一定レベル以上の被ばくが認められる者等に対する原子力災害拠点病院を整備するとともに、被ばく等による障害の専門的診断又は治療を行う高度被ばく医療支援センターとの連携を進め、平常時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる原子力災害医療の体制を確立する。

また、原子力災害医療協力機関（初期医療機関）及び原子力災害拠点病院の管理者は、県と連携し、原子力災害医療時に係る業務継続計画の策定や訓練の実施に努める。

2 原子力災害医療チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる原子力災害医療チーム派遣の要請手続についてあらかじめ定めておくとともに、受入れ体制の整備等必要な準備を整しておくものとする。

3 医療活動用資機材の整備

県は、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

4 関係機関の協力の確保

- (1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、原子力災害医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力するものとする。
- (2) 救急医療を担う医療機関は、傷病者等の受入れに関して協力するものとする。

5 原子力事業所における原子力災害医療体制の整備促進

原子力事業者は、事故発生事業所における業務従事者の原子力災害医療等を確保するため、自らが測定・除染・応急処置等の初期対応体制を整備するとともに、初期医療の受入れ医療機関の確保を図るものとする。

6 原子力災害医療ネットワーク化の促進

県は、高度被ばく医療支援センターである国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（以下「放射線医学総合研究所」という。）、福島県立医科大学（以下「福島医大」という。）、原子力災害拠点病院である独立行政法人国立病院機構水戸医療センター（以下「水戸医療センター」という。）、県立中央病院、国立大学法人筑波大学附属病院（以下「筑波大学附属病院」という。）及び被ばく医療の受入れが可能な医療機関との原子力災害医療に関するネットワークの整備を促進し、これによる情報交換及び研究協力等を通して原子力災害医療体制の充実に努める。

7 情報提供システムの充実・活用

- (1) 県は、初期医療及び原子力災害拠点病院における傷病者等の医療が円滑に実施されるよう、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システムの充実に努める。
- (2) 県は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報の提供に努める。

8 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、市町村、医療機関等と連携して、P A Z 内及びP A Z 外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z 外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。

(1) 事前配布体制の整備

ア 県は、市町村と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を適正に管理するとともに、事前配布後における住民等による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

イ 県は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、市町村と連携し、対象者向けの配布会を開催し、下記事項について、原則として医師による説明を行うものとする。また、配布会の開催に併せ、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

なお、配布会に加えて医師会及び薬剤師会と連携し、地域の薬局においても事前配布を行うものとする。

- a 配布目的、予防効果
- b 服用指示の手順及びその連絡方法
- c 保管方法、服用時期
- d 健康被害、副作用、過剰服用による影響等

ウ 県は、市町村と連携し、上記の説明事項を記した説明書を付して、必要量のみ配布するものとする。

エ 県は、市町村と連携し、事前配布した安定ヨウ素剤を使用期限前に回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するとともに、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

(2) 緊急時における配布体制の整備

ア 県は、市町村と連携し、住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、適切な場所に備蓄しておくものとする。

イ 県は、市町村と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

9 救命の優先等

原子力災害医療活動に当たっては、被ばく又は傷病のいずれであっても救命を優先する。

第14節 教育及び防災訓練等の実施

1 防災業務関係者等の研修

県は、原子力災害対策に従事する防災業務関係者に対し、業務内容に応じた知識を習得させ、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、次に掲げる事項等についての研修を体系的に実施するものとする。

その際、県は各関係機関の防災業務関係者が必要な研修を十分に受けることができるよう調整を行うものとする。

- ア 原子力施設の概要
- イ 原子力施設の安全確保
- ウ 放射性物質、放射線の性質
- エ 放射線による健康への影響
- オ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器に関する知識
- カ 原子力災害時の広報に関する知識
- キ 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識
- ク 原子力に係る防災体制、組織及びその役割に関する知識
- ケ オフサイトセンター、支援・研修センター及び県災害対策本部等の設備に関する知識
- コ 放射線の防護に関する知識
- サ 放射線被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識
- シ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- ス 原子力災害時に住民がとるべき行動、留意すべき事項
(避難方法、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等)
- セ 防災対策上必要な機器の操作等に関する知識
- ソ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

2 防災訓練計画の策定

(1) 県は、防災業務関係者が原子力災害時に実際に応急対策活動を迅速かつ確実に行うことができるよう、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、複合災害や過酷事故を具体的に想定し、次の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせるなどして、より実践的な原子力防災訓練実施計画を作成するものとする。

また、住民に原子力災害時にとるべき行動や留意点等について、実際に体験し身体で理解してもらうなど原子力防災に関する知識の普及と意識の向上を図るため、関係機関と内容、時期等を協議の上、共同で住民参加型の原子力総合防災訓練を実施するものとする。

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療訓練
- カ 住民に対する情報伝達訓練
- キ 住民避難・交通規制訓練
- ク 人命救助活動訓練

(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

(2) 県は、原子力総合防災訓練を実施する際、以下の点に留意するものとする。

ア 茨城県は人口の集積が高いという状況を踏まえ、実践に即し、避難対象地域等の各地区から多数の住民が参加できるようにする。

イ 小中学校において避難等の訓練を行う場合には、児童生徒を誘導する者の訓練も必要であるので、当該学校の教職員の参加は勿論のこと、その他の学校の教職員の参加も働きかけ、避難方法等について習熟できるような機会を設けることも検討する。

ウ 要配慮者に対する避難誘導体制を検証するために、視聴覚障害者や外国人の参加、さらに歩行の困難な人を模擬した避難誘導などを行うことも検討する。

エ 一時集合所等への安定ヨウ素剤の搬送訓練や、避難所等において住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用の効果や服用上の注意事項などの説明を行う。

4 自主防災組織等の育成

(1) 県及び所在・関係周辺市町村は、自主防災組織のリーダーやボランティアなどが、避難の際の誘導員や要配慮者に対する支援者となれるよう、講習会などを通じ育成するよう努めるものとする。

(2) 県、所在・関係周辺市町村は、学校、病院、社会福祉施設、企業、観光客等多くの人々が集まる施設の管理者等に対し、パンフレット等を配布し、留意すべき事項等も含め、原子力防災対策の基礎知識等を周知徹底する。

(3) 県、所在・関係周辺市町村は、住民参加の原子力防災訓練を行う場合は、次の2点について、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア等の協力を得る。

ア 自主防災組織のリーダー、ボランティア等に対する避難方法の習熟、周知徹底

イ 要配慮者の避難方法の習熟、支援者の育成

第15節 住民に対する防災知識の普及

県及び所在・関係周辺市町村は、原子力災害の特殊性を考慮し、県民や住民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、わかりやすく記述したパンフレット、ハンドブック、副読本、ビデオ、ホームページ等を作成し、積極的に防災知識の普及に努める。

その際、県及び所在・関係周辺市町村は、学校等とも連携し、総合的な学習の時間の活用など学校における知識の普及に努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者へ十分に配慮して広報を行うものとする。

- ア 原子力施設の概要
- イ 原子力施設の安全確保
- ウ 放射性物質、放射線の性質
- エ 放射線による健康への影響
- オ 環境放射線モニタリング
- カ 原子力災害時の住民への広報手段
- キ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- ク 原子力災害時に住民が取るべき行動、留意すべき事項
 - (避難等の方法や経路、避難先の連絡、避難開始時期、自主避難、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等)
- ケ 地区毎の住民のための一時集合所・避難所
- コ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

第16節 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第17節 原子力施設上空の飛行規制

1 飛行規制の要請

県は、航空機による原子力施設の災害の発生を防止するため、東京航空局（百里空港事務所）等に対し、原子力施設上空の飛行規制措置が遵守されるよう要請する。

2 違反航空機に対する措置

飛行規制の対象となる原子力施設の長及び当該施設の所在市町村長は規制措置違反飛行の事実を知ったときは、県に通報するとともに、東京航空局（百里空港事務所）等関係当局に対し、違反航空機の調査及び必要な措置を講じるよう求めるものとする。

3 航空交通管制機関との連携

県は、原子力災害時に自衛隊、県防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、平素から東京航空局（百里空港事務所）等と協議、調整を図っておくものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 警戒事態発生時における連絡及び初期活動

1 警戒事態発生時の通報連絡

(1) 原子力事業者の行う通報

原子力事業所において警戒事態が発生した場合は、当該事業所の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、直ちに、次に掲げる事項を県（知事）、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、支援・研修センター及び国の関係機関等に通報する。

ア 原子力事業所の名称及び場所

イ 事故の発生箇所

ウ 事故の発生時刻

エ 事故の種類

オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等

カ その他事故の把握に参考となる情報

(2) 避難先自治体に対する事故発生等の情報提供

原子力事業者から通報を受けた県は、U P Z外の避難先市町村に対し、警戒事態から、通報・連絡を受けた事項について情報提供を開始する。

(3) 放射線監視における異常検知時に知事の行う連絡

知事は、上記(1)の通報がない場合において、平常時から実施している放射線監視において異常が検知された時は、直ちに原子力防災専門官、上席放射線防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。

また、その結果については、当該事業所の所在・関係周辺市町村長に連絡するとともに、U P Z外の避難先市町村に対し、必要に応じて連絡する。

2 事故発生時の広報

(1) 原子力事業者は、上記 1 (1)の通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報を実施する。

(2) 県は、国、所在・関係周辺市町村と連携して、上記(1)の通報の内容について、あらかじめ作成した広報文例に従い住民がとるべき当面の行動の指針について、県民及び報道機関に対し、速やかに広報を実施する。

3 防災関係機関相互の連携

事故発生事業所の原子力防災管理者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に知事、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、支援・研修センター及び国に連絡する。

知事は、国、所在・関係周辺市町村長、支援・研修センター等関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

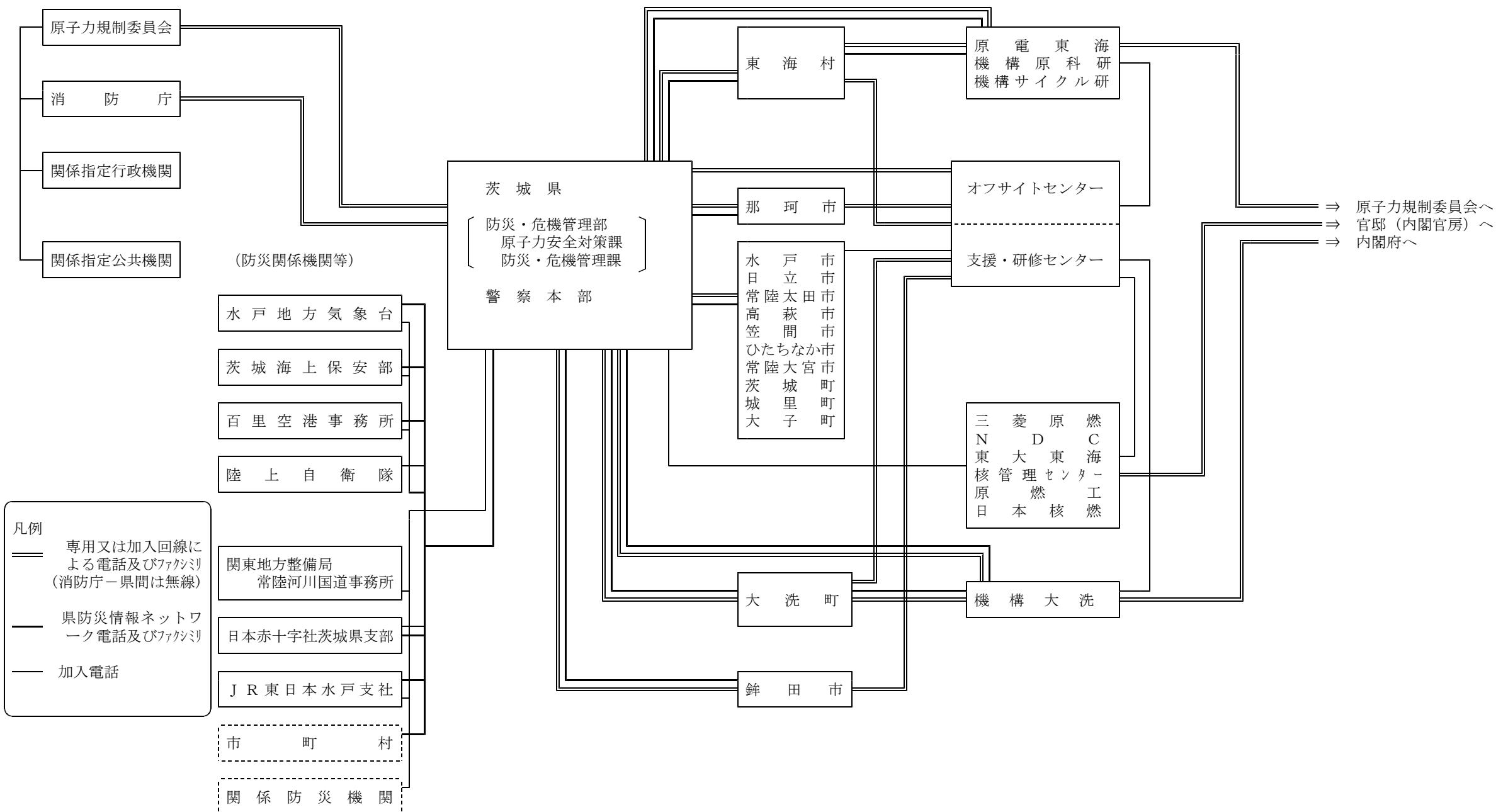
4 通信連絡の方法

県と防災関係機関との間の通信連絡は、原則として図2により行うものとする。

なお、災害警戒本部の設置前における県の担当課は、防災・危機管理部原子力安全対策課とする。

また、電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

図2 通信連絡系統



注) 官邸(内閣官房)、内閣府への連絡は特定事象発生以降

5 活動体制

(1) 県の活動体制

知事は、事故発生の通報等を受けたときは、職員を動員・配備し、必要に応じて原子力事業所職員経験者等の活用により活動体制の強化を図る。

特に住民への防護措置が必要になる可能性がある場合には、その実施に備えて準備を開始する。

なお、災害警戒本部の設置前における県の対策担当課は、防災・危機管理部原子力安全対策課があたる。

(2) 所在・関係周辺市町村及び関係機関の活動体制

所在・関係周辺市町村長及び関係機関の長は、事故発生の通報を受けたときは、直ちに活動体制を整えるものとする。

(3) 事故発生事業所の活動体制

事故発生事業所の原子力防災管理者は、速やかに関係職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

6 初期活動

(1) 消火活動

ア 事故発生事業所の原子力防災管理者は、速やかに火災の発生状況を把握し、火災が発生している場合は、安全を確認しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 消防機関は、火災が発生している場合は、事故発生事業所等の情報、原子力施設や放射線に関する専門家等の意見をもとに消火活動方法の決定及び活動中の安全確保を行い、事故発生事業所等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

(2) 現地情報の収集

ア 知事は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、直ちに担当者を事故発生事業所へ派遣する。

イ 派遣された担当者は、現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況（予測を含む）等各種防災対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告する。

(3) 緊急時モニタリングの開始

知事は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、直ちに県環境放射線監視センター及び事故発生事業所以外の原子力事業所に対し、あらかじめ別に定めるところにより、事故発生事業所の敷地内及びその周辺を中心として、固定放射線観測施設の放射線監視強化及び緊急時モニタリングの初期モニタリングに必要な準備を行うことを指示又は要請する。

(4) オフサイトセンターの設営準備

知事は、警戒事態発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力をを行うものとする。

(5) 気象情報の収集

知事は、事故発生の通報を受けたときは、直ちに東京管区気象台（水戸地方気象台）に対し、あらかじめ別に定めるところにより、気象情報を提供するよう要請する。

(6) 施設敷地緊急事態における防護措置の実施状況等の共有

知事は、施設敷地緊急事態要避難者数及び内訳並びに避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施状況等について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等と共有を図るなど、国や関係地方公共団体と協力するものとする。

(7) 広報

ア 原子力事業者は、事故の状況等について、報道機関に対し定期的に広報を行う。

イ 県は、国、所在・関係周辺市町村、支援・研修センター等と連携し、事故の状況、住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対し定期的に広報を行う。

その際、知事は、あらかじめ定める住民広報専任者に広報を担当させるものとする。

(8) 要配慮者の避難準備

知事は必要に応じ、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、入院患者その他の要配慮者の早期避難準備を行うよう所在・関係周辺市町村長に連絡する。

第2節 施設敷地緊急事態発生時における連絡

施設敷地緊急事態発生時の通報連絡は、次により行うものとする。

(1) 原子力事業者が行う通報

原子力事業所において施設敷地緊急事態が発生した場合は、当該事業所の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、直ちに次に掲げる事項を県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制員会、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官、支援・研修センター等に同時に文書をファクシミリで送付する。

なお、原災法第10条第1項後段の規定に基づき知事が行うべき関係周辺市町村長への通報は、施設敷地緊急事態発生事業所が行う連絡をもって知事からの通報があったものとみなす。

- ア 原子力事業所の名称及び場所
- イ 施設敷地緊急事態の発生箇所
- ウ 施設敷地緊急事態の発生時刻
- エ 施設敷地緊急事態の種類
- オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等
- カ その他施設敷地緊急事態の把握に参考となる情報

(2) 放射線監視における異常検知時に知事の行う連絡

知事は、上記(1)の通報がない場合において、県が設置する空間線量率を測定する固定観測局において $5 \mu \text{Sv}/\text{時}$ 以上の空間線量率の数値を発見した時は、直ちに原子力防災専門官、上席放射線防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。

また、その結果については、当該事業所の所在・関係周辺市町村長に連絡するとともに、U P Z外の避難先市町村に対し、必要に応じて連絡する。

(3) 通信連絡の方法

茨城県災害対策本部と防災関係機関との間の通信連絡は、原則として図2により行うものとする。

第3節 茨城県災害対策本部の設置

1 事故発生時における県の体制及び職員の配備体制区分の基準及び内容

事故発生時における県の体制及び職員配備の決定基準は、放射性物質等の放出状況等により次のとおり定める。

体制区分		配備基準	配備体制	災害対策本部等の設置
連絡配備		環境への有意な放射性物質等の放出がない事故・トラブル	原子力安全対策課職員	
警戒体制 (事前配備)	第1	環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu \text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブル	災害情報連絡担当者会議構成員	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催
	第2	○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu \text{Sv}/\text{時}$ 以上 $5 \mu \text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブル ○警戒事態の発生	災害警戒本部構成員 災害情報連絡担当者会議構成員	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置
非常体制	第1	○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5 \mu \text{Sv}/\text{時}$ 以上(1地点)の事故・トラブル ○施設敷地緊急事態の発生	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の5分の1)	災害対策本部を設置
	第2	○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5 \mu \text{Sv}/\text{時}$ 以上(2地点以上又は10分以上/地点)の事故・トラブル ○全面緊急事態の発生	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (職員の2分の1)	

2 職員の動員配備体制の決定

(1) 警戒体制

原子力事業所からの通報及び放射線監視データ等に基づく原子力安全対策課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が職員の動員配備体制区分の基準に基づき決定する。

(2) 非常体制

原子力安全対策課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が状況を判断し、知事の承認を得て決定する。ただし、防災・危機管理部長が不在かつ連絡不能の場合は、防災・危機管理部次長が代行する。

なお、知事が不在かつ連絡不能の場合は副知事(第1順位)が代行する。

3 茨城県災害警戒本部の設置基準

茨城県災害警戒本部は、次の場合に設置するものとする。

- ア 県又は原子力事業者が設置する空間線量率を測定する固定観測局で $0.5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上 $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の放射線量が検出されたとき
- イ 警戒事態が発生した場合

4 茨城県災害警戒本部設置の決定

防災・危機管理部長は、原子力安全対策課長より収集した情報を勘案し、必要と認める場合は、茨城県災害警戒本部規程に基づき、災害警戒本部を設置する。

5 茨城県災害警戒本部の組織及び所掌事務

(1) 茨城県災害警戒本部の組織

災害警戒本部は、本部長を副知事（第1順位）、副本部長を副知事（第2順位）、及び本部付を防災・危機管理部長とし、本部員を各部局防災監、警察本部警備課長等とする。

(2) 本部会議

災害警戒本部に災害警戒本部会議を置き、次の措置を迅速かつ的確に行う。

- ① 災害対策本部を設置するに至るまでの措置
- ② 災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置

なお、災害対策警戒本部の庶務は、防災・危機管理部原子力安全対策課とする。

6 茨城県災害対策本部の設置基準

茨城県災害対策本部は、次の場合に設置するものとする。

- ア 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態（敷地境界付近等で $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上を検出したとき又は臨界の発生の蓋然性が高い状態など全面緊急事態に至る可能性があるとき）の発生通報を受けたとき
- イ 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上（中性子線が測定された場合は、ガンマ線の放射線量と中性子線の放射線量を合計）の放射線量が検出されたとき
- ウ 内閣総理大臣が原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を発出したとき
- エ その他、知事が茨城県災害対策本部の設置を必要と認めたとき

7 茨城県災害対策本部設置の決定

防災・危機管理部長の報告をもとに知事が状況を判断し、必要と認めた時は、災対法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置する。ただし防災・危機管理部長が不在かつ連絡不能の場合は、防災・危機管理部次長が代行する。

また、知事が不在かつ連絡不能の場合は副知事（第1順位）が代行する。

また、知事は、本部を設置したときは、その旨を国、所在・関係周辺市町村長、支援・研修センター等の防災関係機関に連絡するものとする。

8 茨城県災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 茨城県災害対策本部の組織

本部の組織は、図3及び表2のとおりとする。

部の班の構成及び分掌事務は、茨城県災害対策本部条例施行規則（昭和58年3月31日茨城県規則第16号）に定めるとおりとする。

(2) 本部会議

茨城県災害対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、応急対策上重要な事項を協議するため、本部長、副本部長、本部付及び表2に掲げる各部長等で構成する本部会議を招集する。

なお、国が派遣する原子力施設、放射線防護等に関する専門家（以下「専門家」という。）、技術要員の代表者、防災関係機関の連絡員等についても必要に応じ出席を求めるものとする。

(3) 茨城県災害対策本部事務局

本部に茨城県災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

事務局の組織及び運営については、茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則（昭和58年3月31日茨城県規則第17号）に定めるとおりとする。

9 関係機関との連携

(1) 防災関係機関相互の連携

施設敷地緊急事態等発生事業所の原子力防災管理者は、原災法第25条第2項前段の規定及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、最初の通報を行った後、施設敷地緊急事態等の経過、応急措置の実施状況等について速やかに、また定期的に知事、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、オフサイトセンター（国の現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会）、支援・研修センター及び国の関係機関等に連絡・報告する。

なお、原災法第25条第2項後段の規定に基づき知事が行うべき関係周辺市町村長への応急措置の実施状況の通知は、施設敷地緊急事態等発生事業所が行う報告をもって知事からの通知があったものとみなす。

本部長は、国、所在・関係周辺市町村長、支援・研修センター等関係機関と連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

また、本部長は、必要に応じ、安全規制担当省庁に対して専門家の派遣を要請するものとする。

(2) オフサイトセンターの設営準備

本部長は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

(3) 国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣

本部長は、国がオフサイトセンターで現地事故対策連絡会議を開催する場合には、事務局次長（防災・危機管理課長）その他別に定める職員を派遣するものとする。

(4) 国等との情報の共有等

本部長は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国、所在・関係周辺市町村、支援・研修センター等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(5) 市町村との情報の共有

本部長は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、PAZを含む市町村と同様の情報をUPZを含む市町村に連絡するものとする。

また、UPZを含む市町村に連絡する際には、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載するものとする。

(6) 全面緊急事態における防護措置の実施状況等の共有及び原子力災害合同対策協議会への出席等

本部長（知事）は、避難者数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施状況等について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等と共有を図るなど、国や関係地方公共団体と協力するものとする。また、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則、県の代表者として、副本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

なお、本部長は、重要な局面では、必要に応じ、県の代表者として自ら原子力災害合同対策協議会に出席するものとする。

また、本部長は、オフサイトセンターにおいて、住民がとるべき行動の基本的指針（避難・屋内退避等の措置など）の検討・協議、交通規制・住民の避難誘導の検討・協議の活動に、事務局次長（防災・危機管理課長）その他別に定める職員を従事させるものとする。

(7) 通信連絡の方法

茨城県災害対策本部と防災関係機関との間の通信連絡は、原則として図2により行うものとする。

10 茨城県災害対策本部の廃止基準

茨城県災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- イ 本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

11 茨城県災害対策本部の移転

茨城県災害対策本部は、県庁舎が自然災害や避難のための立退きの指示を受けた区域に含まれるなどにより使用できない場合には、移転先を「つくば国際会議場」とする。

第4節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣

1 原子力防災要員等の県・市町村への派遣

施設敷地緊急事態等発生事業所は、次の各段階において原子力防災要員等を、県、所在・関係周辺市町村に派遣し、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うものとする。

なお、当該事業所において原子力防災要員等が不足する場合には、他の原子力事業所との協力により、他の原子力事業者の原子力防災要員等を派遣することにより、対応するものとする。

(1) 施設敷地緊急事態発生時の対応

施設敷地緊急事態が発生した原子力事業者は、県、所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を派遣する。派遣された原子力防災要員等は、事故状況、応急措置等に関する説明を行うとともに、県、所在・関係周辺市町村が実施する住民の防護対策等の緊急事態応急対策等の立案への参加や広報（住民間合せ窓口を含む。）への協力などの業務を実施する。

(2) 住民避難等への対応

施設敷地緊急事態等発生事業所は、避難及び屋内退避の指示を行った所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を速やかに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、避難所及び屋内退避所において事故状況、応急措置等に関する説明など住民に対する広報を行う。

2 原子力防災要員等のオフサイトセンターへの派遣

施設敷地緊急事態等が発生した原子力事業者は、オフサイトセンターへ原子力防災要員等を直ちに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、施設敷地緊急事態等の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明を行うとともに、事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案に参加する。

なお、国により、原子力緊急事態宣言が発出された場合においては、原子力災害合同対策協議会の機能班の構成員として、副原子力防災管理者その他責任を有する役職員を派遣して対応するものとする。

第5節 関係機関等への協力要請

国、県、所在・関係周辺市町村及び関係機関等は、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

防災関係機関等への協力要請事項をまとめると以下のとおりである。

1 防災関係機関等への協力要請

知事は、国、所在・関係周辺市町村及び関係機関等の長に対し、次に定めるところにより応急対策活動を円滑に実施するため協力を要請する。

(1) 事故発生時（応急対策が必要と判断した場合）

ア 防災関係機関等に対する活動準備要請

(2) 緊急時モニタリング実施時

ア 事業所等に対し、緊急時モニタリングへの協力要請

イ 東京管区気象台（水戸地方気象台）に対し、気象情報の提供要請

(3) 広報実施時

ア 報道機関に対する報道要請

イ 観光客等の一時滞在者の多く集まる施設、公共交通機関に対し、施設利用者等への情報提供要請

(4) 避難・屋内退避等実施時

ア 関係機関等に対し、広報、要員・資機材の配備、避難誘導、避難者の緊急搬送等への協力要請

イ 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）に対し、海上の防護対策区域内の航行制限等の措置要請及び救助、救急活動、警備活動への協力要請

(5) 原子力災害医療実施時

ア 国に対し、原子力災害医療派遣チームの派遣並びに放射線医学総合研究所及び福島医大の受入れ体制の確立要請

イ 関東信越厚生局に対し、緊急医療センターへの要員の派遣要請

ウ 水戸医療センター及び筑波大学附属病院等に対し、原子力災害拠点病院における被ばく医療への協力要請

エ 日本赤十字社（茨城県支部）等に対し、医療救護班を構成するチーム又は要員の派遣要請

オ 茨城県医師会長に対し、原子力災害医療への協力要請

カ 消防機関に対し、被ばく者搬送の支援要請

キ 関係機関等に対し、放射線測定用資機材等の提供要請

(6) 緊急輸送実施時

ア 関東運輸局（茨城運輸支局）、第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）、運輸機関等に対し、人員、車両等の派遣等の支援要請

2 自衛隊への災害派遣要請

知事は、原子力災害対策本部の設置前にあって、事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば、次に定めるところにより直ちに東部方面総監に対し自衛隊の派遣を要請するものとし、所在・関係周辺市町村長から自衛隊の派遣要請の要求があつた場合も同様とする。

また、知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の撤収を要請するものとする。

(1) 被害状況の把握

ア 被害状況の情報収集のための車両、航空機等の派遣要請

(2) 退避、避難等実施時

ア 捜索救助の支援要請（行方不明者、傷病者、被ばく者等の捜索救助も含む）

イ 避難誘導及び避難者の緊急搬送（ヘリコプター派遣を含む）への協力要請

ウ 炊飯及び給水のための人員、資機材の派遣等の支援要請

エ その他知事が必要と認める事項の支援要請

(3) 消防活動への協力

ア 原子力事業所外における消防機関への支援要請

(4) 原子力災害医療実施時

ア 被ばく者搬送の支援要請

イ 被ばく者の除染や除染した放射能物質の一時保管等の支援要請

(5) 緊急輸送実施時

ア 緊急輸送のための人員、車両等の派遣等の支援要請

3 原子力被災者生活支援チームとの連携

県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の見直し・再設定（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、災害廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。

4 広域的な応援要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば所在・関係周辺市町村以外の市町村や、関係 14 道府県で締結された「原子力災害時の相互応援に関する協定」を活用するなどして関係道府県等に対し、災害応急対策要員の派遣、資機材の提供等の応援を指示し、要請する。

また、知事は、必要に応じて、消防庁に緊急消防援助隊の派遣要請を行うものとする。

さらに、警察本部長は、必要に応じて、他の都道府県警察災害派遣隊の派遣要請を行うものとする。

図3 茨城県災害対策本部組織図

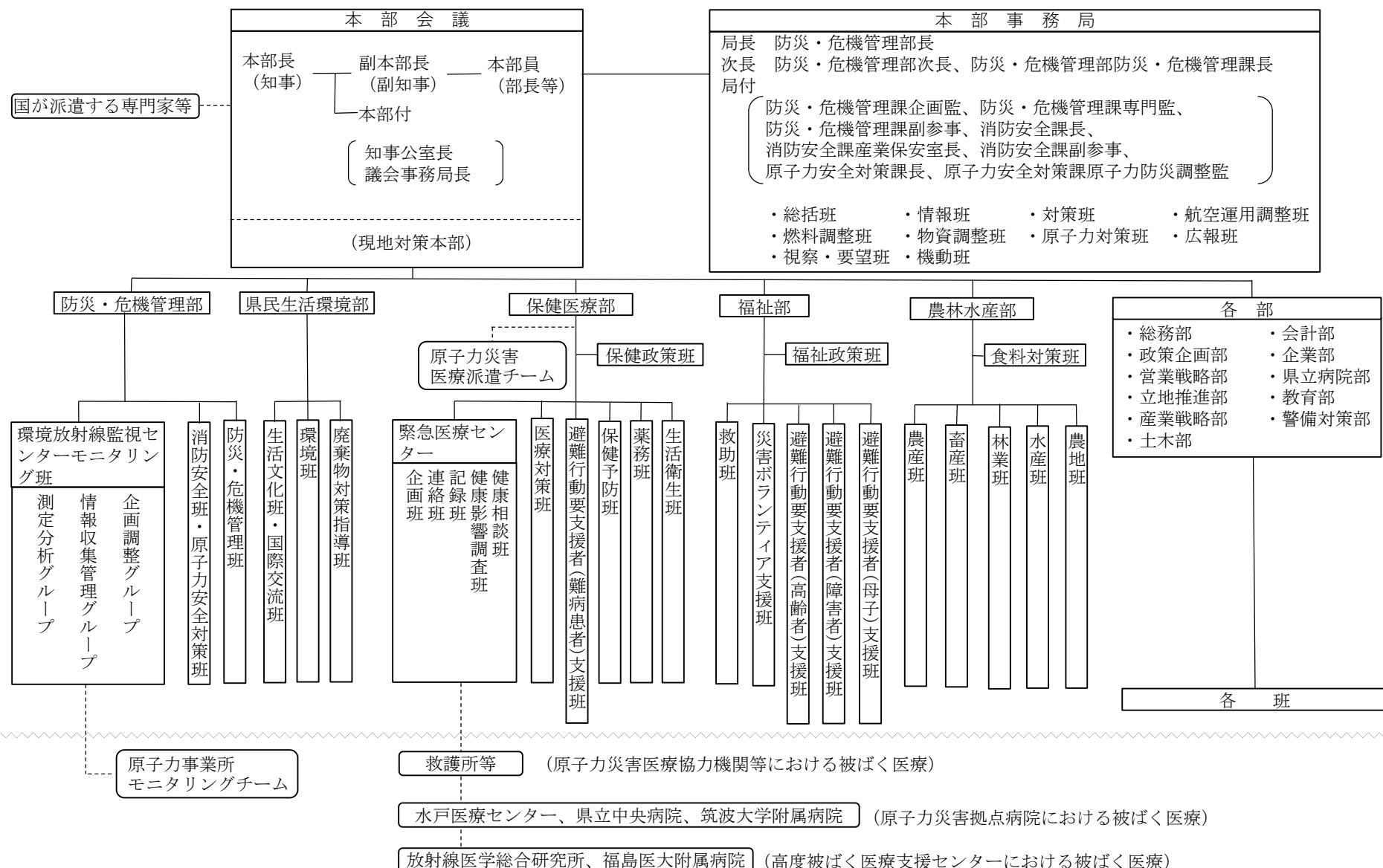


表2 茨城県災害対策本部組織

本部設置時の部名等	部長等	本部設置時の部名	部長等
本部長	知事	防災・危機管理部	防災・危機管理部長
副本部長	副知事 副知事（原子力災害合同対策協議会担当）	保健医療部	保健医療部長
本部付	知事公室長 議会事務局長	福祉部	福祉部長
総務部	総務部長	営業戦略部	営業戦略部長
政策企画部	政策企画部長	立地推進部	立地推進部長
県民生活環境部	県民生活環境部長	産業戦略部	産業戦略部長
		農林水産部	農林水産部長
		土木部	土木部長
		会計部	会計管理者
		企業部	企業局長
		県立病院部	病院事業管理者
		教育部	教育長
		警備対策部	警察本部長

第6節 緊急時モニタリング

1 警戒段階のモニタリングの体制

(1) 緊急時モニタリングセンターの設置

ア 警戒事態において、国は、県に緊急時モニタリングセンター立上げの準備への協力を依頼する。また、指定公共機関にも緊急時モニタリングセンターへの要員及び資機材の派遣準備を依頼する。

県は、あらかじめ定めた県の要員をオフサイトセンターに参集させ、必要な初動対応をとともに、国からの依頼を受けて、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備を行い、連絡先の設置など要員の受け入れ体制をとる。

イ 施設敷地緊急事態において、国は、あらかじめ指名された職員を現地に派遣するとともに、県に協力を依頼し緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。また、関係機関に緊急時モニタリングセンター要員の派遣を指示する。

県は、国からの依頼を受けて緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。また、所在・関係周辺市町村に、緊急時モニタリングセンターへの参加を依頼する。

ウ 所在・関係周辺市町村は、県からの依頼に応じて緊急時モニタリング体制に適宜参加する。

エ 災害発生元の原子力事業者は、敷地内の放出源モニタリングに努めるとともに、緊急時モニタリングセンター立上げ時には、担当者を緊急時モニタリングセンターに派遣し、緊急時モニタリングの情報提供と収集を行う。

オ 災害発生元以外の事業者は、原子力災害の発生を受けて緊急時モニタリングセンターへの要員及び資機材の派遣準備を進める。

また、施設敷地緊急事態において、原子力災害対策本部の要請に応じて、要員及び資機材を緊急時モニタリングセンターに派遣する。

(2) 環境放射線監視センターモニタリング班の設置

ア 県は、県又は原子力事業者が設置する固定観測局で、 $0.5 \mu \text{Sv}/\text{時}$ 以上 $5 \mu \text{Sv}/\text{時}$ 未満の放射線量が検出されたとき又は警戒事態が発生したときは、応急対策の実施に必要な放射線及び放射性物質の測定調査を一元的かつ総合的に実施するため、環境放射線監視センターモニタリング班を設置するとともに、支援・研修センターにその旨を連絡する。

イ 県は、次の事業所に対し、警戒事態等が発生した旨を連絡するとともに環境放射線監視センターモニタリング班への要員派遣及び各事業所のモニタリングチームの設置その他緊急時モニタリングの実施に関して協力を要請する。

　原子力機構原子力科学研究所、原子力機構核燃料サイクル工学研究所、

　原子力機構大洗研究所、原電東海・東海第二発電所

ウ 県は、上記イ以外の事業所に対しても、必要に応じて緊急時モニタリングの実施に関し協力を求めるものとする。

エ 環境放射線監視センターモニタリング班は、オフサイトセンターに設置される原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部、県や所在・関係周辺市町村の災害警戒本部に情報を提供する。

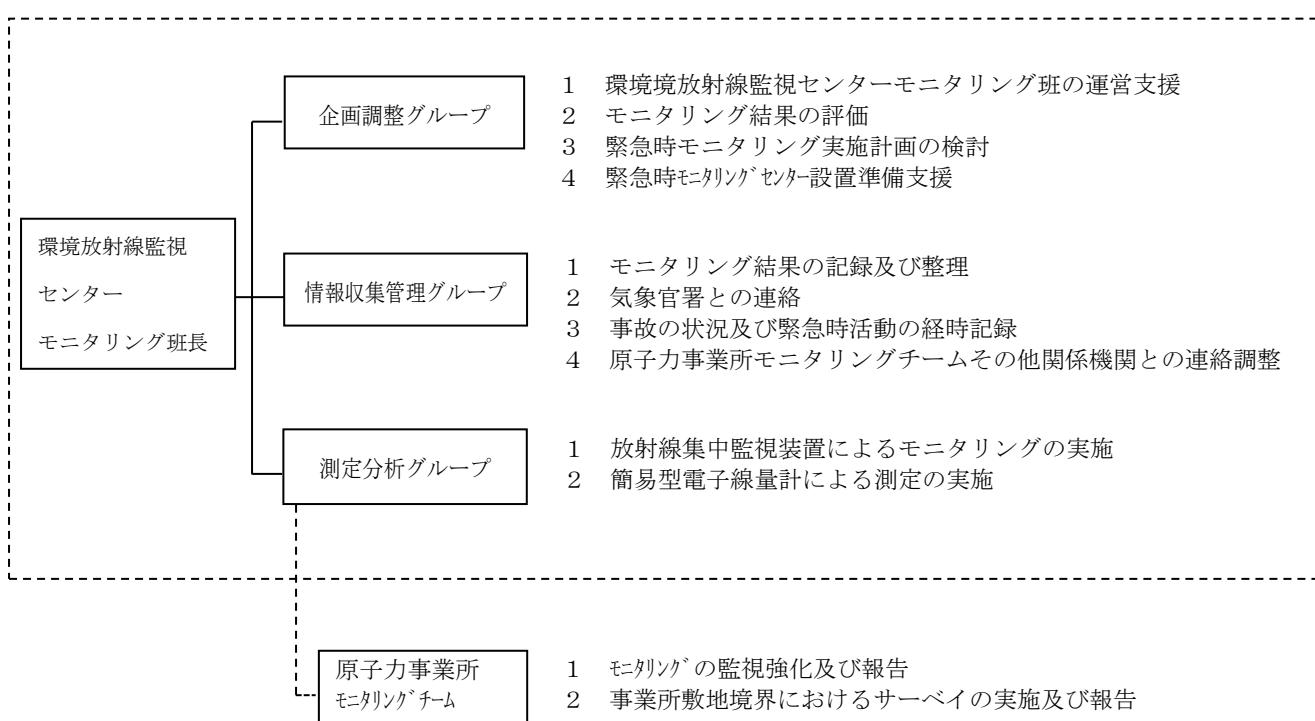
オ 環境放射線監視センターモニタリング班は、緊急時モニタリングセンターが設置されたときは、緊急時モニタリングセンターの一員として、測定分析を行うものとする。なお、環境放射線監視センターとしてのモニタリングについては、緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングの実施に支障の無い範囲で実施することとする。

2 緊急時モニタリングの組織と業務

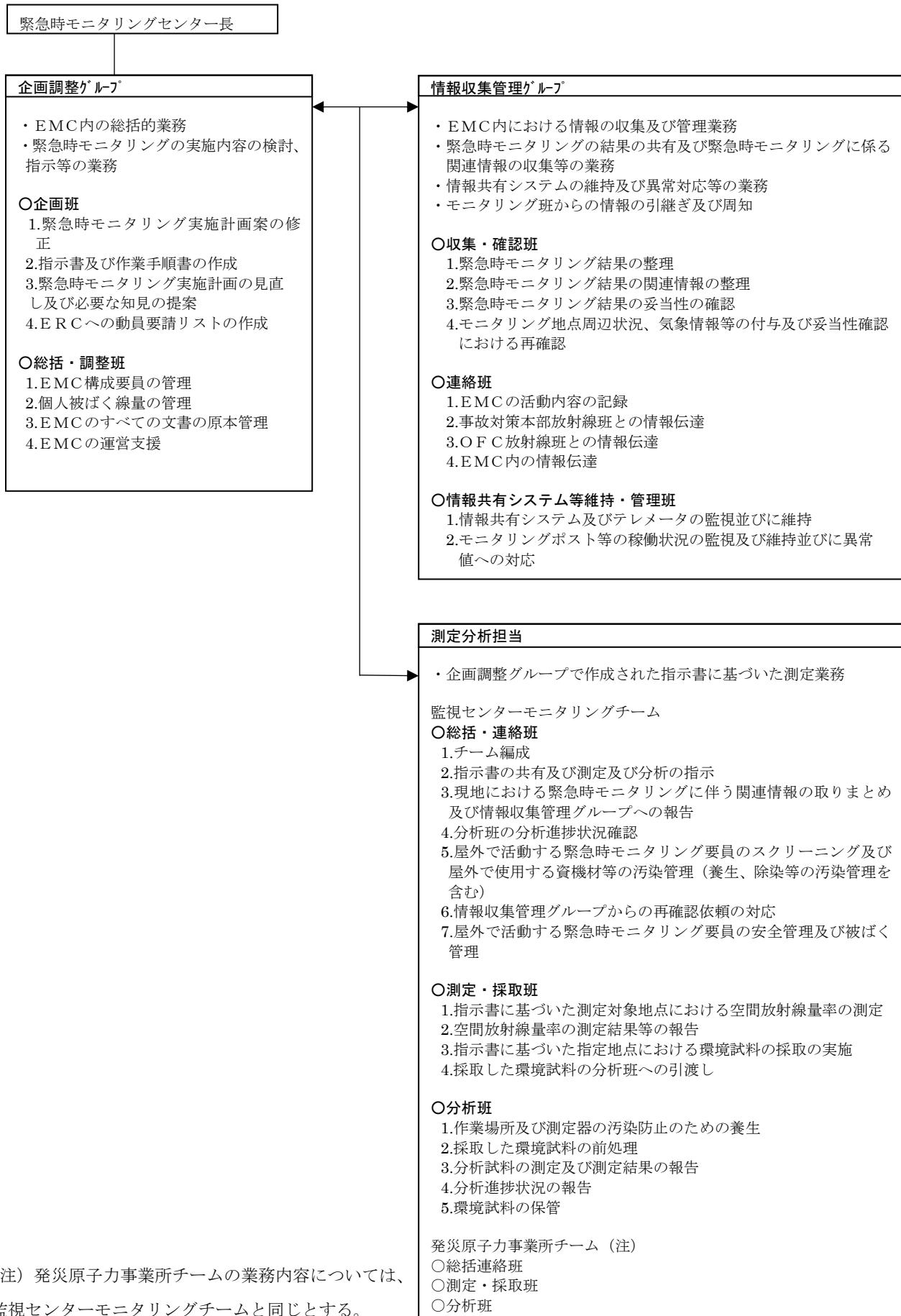
緊急時モニタリングを行う組織及び各班の業務は、図4のとおりとする。

なお、環境放射線監視センターモニタリング班と各原子力事業所モニタリングチームの通信連絡系統は原則として図5のとおりとする。

図4 緊急時モニタリングの組織と業務
[警戒事態等]

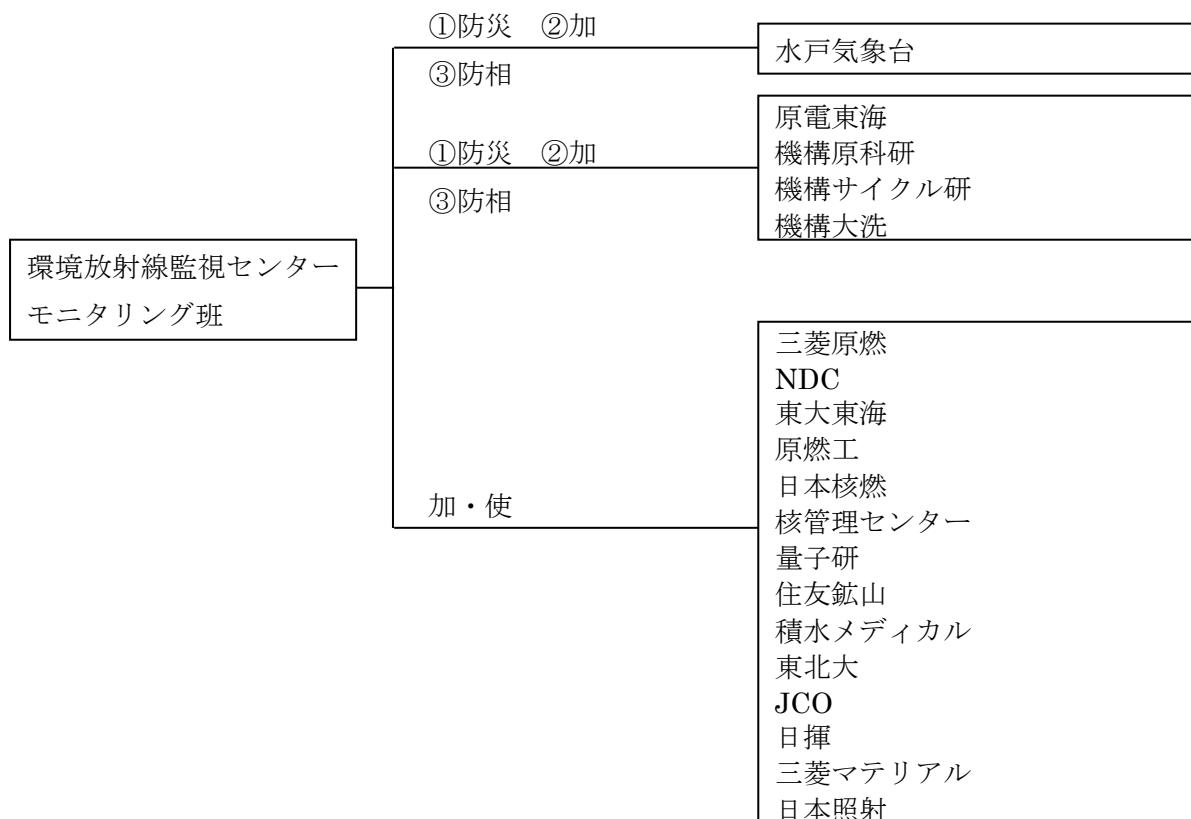


[施設敷地緊急事態以降]



(注) 発災原子力事業所チームの業務内容については、監視センターモニタリングチームと同じとする。

図5 緊急時モニタリングの通信連絡系統



注1) ①～③：使用（利用）の順位

2) 加：加入電話

使：使送

防 相：防災相互無線（158.35MHz）

防 災：県防災情報ネットワークシステムによる電話及びファクシミリ

3 緊急時モニタリング等の実施

(1) 情報収集事態の緊急時モニタリング

情報収集事態（立地市町村で震度5弱及び5強）は放射性物質の放出の有無等を確認する段階であり、県は、平常時のモニタリングを継続するとともに、原子力施設の運転状況の監視を継続する。なお、自然災害等の影響によりモニタリングポストやモニタリングステーション等の固定観測局及び大気中の放射性ヨウ素濃度測定器等に異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うなど必要な対応をとる。

(2) 初期対応段階のモニタリング

ア 警戒事態等の緊急時モニタリング

警戒事態等は、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、県は、原子力施設における異常の有無を確認するとともに、施設敷地緊急事態に至った際に備え平常時モニタリングの強化を含め緊急時モニタリングの準備を行う。なお、緊急時モニタリングの準備としては以下の項目を実施することとし、自然災害等の影響により固定観測局や通信機器等に異常がある場合には、代替機の設置や修理等の必要な対応をとる。

- a 緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備（通信機器等の稼働状況の確認、国等から派遣される要員の受入体制の確保等）
- b 可搬型モニタリングポスト等の設置及び測定の開始
- c 可能であれば、固定観測局による大気中の放射性物質（放射性ヨウ素等）の試料採取
また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備を行う。

イ 施設敷地緊急事態の緊急時モニタリング

国（原子力規制庁）は、施設敷地緊急事態に至った際には、県と協力して緊急時モニタリングセンターを設置するとともに、原子力事故の状況及び気象情報等を参考にしつつ、県の緊急時モニタリング計画を参照して、緊急時モニタリング実施計画を策定する。

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

具体的には、原子力施設周辺に平常時から設置されている固定観測局、環境放射能水準調査のために設置されている固定観測局及び警戒事態に設置された可搬型モニタリングポスト等の値の監視を行い、空間放射線量率を測定する。

ウ 全面緊急事態の緊急時モニタリング

全面緊急事態に至った直後には、避難や一時移転等の防護措置を迅速に実施する必要があるため、緊急時モニタリング実施計画に基づいて、aからcに示すOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングが優先して実施される。県は、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。なお、OILに基づく防護措置の内容は時間の経過に応じて変わるため、OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供のためのモニタリングの内容も、これに応じて変わるものとする。

a O I L 1 のためのモニタリング

数時間以内に住民等の避難や屋内退避等の実施を判断するためのモニタリングで、地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率を測定する。

固定観測局及び可搬型モニタリングポスト等による連続測定を第一とし、更に必要に応じてモニタリングカー又は高線量率測定用のサーベイメータを用いてモニタリングを実施する。

b O I L 2 のためのモニタリング

地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるためのモニタリングで、地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率を測定する。

固定観測局及び可搬型モニタリングポスト等による連続測定を第一とし、更に必要に応じてモニタリングカー又は高線量率測定用のサーベイメータを用いてモニタリングを実施する。なお、固定観測局や可搬型モニタリングポスト等による測定を補完することができる詳細航空機モニタリングは、原子力災害対策本部が実施する。

c O I L 6 のためのモニタリング

飲食物の摂取制限を判断するためのモニタリングで飲食物中の放射性核種濃度の測定地域の特定のためのスクリーニングとして、数日内を目途に地上 1 m で空間放射線量率を測定し、その結果が $0.5 \mu \text{Sv/h}$ を超える地域においては 1 週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定を行う。

固定観測局等による測定だけでなく、走行サーベイ、サーベイメータ及び詳細航空機モニタリング（原子力災害対策本部が実施）等を活用し実施する。

(3) 中期モニタリング

中期モニタリングでは、初期モニタリングの内容を充実させ、その結果を放射性物質や放射線の周辺環境に対する影響の評価・確認、人体の被ばく評価、各種防護措置の実施、解除の判断、風評対策等に用いる。

(4) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングでは、発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリングを継続的に行う。

4 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画

国は、原子力施設の状況、放射線の状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改訂する。

県は、緊急時モニタリングセンターの活動を通じてこの改訂に協力する。

5 モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力災害対策本部及びオフサイトセンター放射線班と結果を速やかに共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等を緊急時モニタリングセンター内で共有する。

県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、緊急時モニタリングセンター内で共有された評価結果を関係者間で共有する。

第7節 広報

1 広報の基本方針

県は、事故発生時の住民の混乱を防止し適切な行動へ導くため、住民への情報提供、指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、所在・関係周辺市町村、防災関係機関（指定（地方）公共機関として指定されている報道機関を含む。）及び事故発生事業所と密接に連携し広報を行うものとする。

この場合、放射線量のデータや事故の状況、交通規制の状況などの「事実の情報」については、判断を加えることなくそのまま住民や報道機関に情報を提供する。一方、住民がとるべき行動の指針（避難・屋内退避等）などの「行政の判断」については、住民に混乱を生じさせないよう、行政機関（災害対策本部や原子力災害合同対策協議会）が判断した後、直ちに住民や報道機関に情報を提供する。

また、広報の基本的な内容については、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会の場等を通じて、必要に応じ調整を行う。

情報の伝達手段は、防災行政無線、テレビ・ラジオ、ホームページ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報することとする。

また、情報提供の空白期間が生じないよう、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がけるとともに、流言飛語の発生や交通混乱等を防止するため、県民全体を対象として広報を行うこととする。

情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、分かりやすい広報に心がけるとともに、視聴覚障害者、外国人等にも配慮し、テレビやラジオ等における字幕や文字放送、外国語による放送等の協力を得る。

2 県の行う広報

- (1) 県が行う広報の内容はおおむね次の事項とし、あらかじめ作成する広報文例及びQ&A集に従い、関連情報も含めた幅広い情報の提供に努める。
 - ア 事故の概要
 - イ 事故発生事業所における対策の状況
 - ウ 事故の状況及び環境への影響とその予測
 - エ 国、県、市町村及び防災関係機関の対策状況
 - オ 農林畜水産物等の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況
 - カ 住民のとるべき行動の指針及び注意事項
 - キ 交通規制、避難経路や避難所等の状況
 - ク その他必要と認める事項
- (2) 知事は、広報の実施に際し、報道機関及び必要に応じ自衛隊等に対して、協力を要請する。
- (3) 報道機関への発表は、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ定めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。
- (4) 発表は、原則として本部長又は各部長が行うものとする。なお、発表を行う場合はあらかじめ災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- (5) 県は、県内全ての市町村長に対し、県が行った広報について伝達する。
- (6) 県は、外国人も含めた住民からの問合せ等に対応するため「住民間合せ窓口」を設置するとともに、視聴覚障害者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティア、事故発生事業所以外の原子力事業所職員等の協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語等による情報提供を行う。

3 所在・関係周辺市町村の行う広報

- (1) 所在・関係周辺市町村長は、事故発生事業所の原子力災害対策重点区域内の住民等のみならず、その近隣の住民にも情報が十分に行き渡るよう、あらかじめ作成する広報文例及びQ&A集に従い、各市町村の状況に応じ次の事項について広報を行うものとする。
- ア 事故の状況及び環境への影響とその予測
 - イ 国、県、市町村及び防災関係機関の対策状況
 - ウ 住民のとるべき行動の指針及び注意事項
 - エ 避難のための一時集合所及び避難所
 - オ その他必要と認める事項
- (2) 所在・関係周辺市町村長は、防災行政無線、ホームページ、広報車、立看板等できる限りの手段を用いて広報の徹底を図るものとする。

4 原子力事業者の行う広報

原子力事業者は、事故の状況、自ら行う応急対策の実施状況等について、報道機関に対し定期的に広報を行うものとする。

5 その他の防災関係機関等の行う広報

- (1) 警察本部長は、本部の活動の一環として交通規制等に関する広報を行うほか、災害対策本部長又は市町村長から要請があったときは、住民避難等に関する広報を行うものとする。
- (2) 第三管区海上保安部茨城海上保安部長は、本部長からの要請があったときは、船舶無線、巡視船等により周辺海域の船舶に対し、迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行うものとする。
- (3) 観光客等の一時滞在者が多く集まる施設の管理者及び公共交通機関の長は、本部長又は市町村長からの要請があったときは、施設利用者等に対し、施設、駅構内及び車内等における放送や文字表示等により、迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行うものとする。
- (4) 防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報のうち、情報の混乱防止上必要なものについては、本部長と連絡、調整の上行うものとする。

6 事故の各段階に応じた広報

- (1) 事故発生時における広報については、次に掲げる各段階等に応じ、迅速かつ的確な広報を行うとともに、定期的な広報に努める。
- ア 事故発生時
 - イ 施設敷地緊急事態発生時（本部設置時）
 - ウ 応急対策実施区域設定時
 - エ 事故等の状況変化があった場合
 - オ 緊急時モニタリング結果が集約された場合
 - カ 放射性物質の放出等の状況変化があった場合
- (2) 広報媒体としては、それぞれの持つ特徴を踏まえ、以下のとおりとする。
- ア 事故の状況、県の対応状況等、多くの情報を提供する場合や、住民に一般的な注意を促す場合には、テレビ、ラジオ等を活用する。
 - イ 住民に避難・屋内退避等の具体的な行動を求める指示等を行う場合には、確実に伝達する必要があるため、あらゆる広報媒体を活用する。特に、防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域、人の多く集まる場所等においては、広報車等を活用し、重点的に巡回させる。

(3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。

ア 事故発生後、初期の段階

- ・ 「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。

イ 住民に具体的な行動を求める段階

- ・ 対象となる地域名、とるべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に、重点的な広報を行う。
- ・ 対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。

ウ 避難・屋内退避等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合

- ・ それぞれの措置の相違を具体的に説明する。
- ・ それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。

エ 避難所等における広報

- ・ 退避所、一時集合所、避難所等においては、情報不足によるパニックを回避するため、定期的に情報を提供する。

第8節 避難・屋内退避

1 避難・屋内退避等の指標

放射性物質が環境中に放出された後の防護措置は、下記の基準により「避難」、「屋内退避」又は「一時移転」の措置を講じるものとする。

基準の種類	基準の概要	初期設定値 <small>注1)</small>	防護措置の概要
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{注3)} の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施。

注 1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になつた時点での必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

注 2) 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

注 3) 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であつて、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

2 避難・屋内退避等の防護活動の実施

(1) 避難・屋内退避等の指示

【実用発電用原子炉施設の場合】

- ア 知事は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Z内における予防的防護措置（避難）準備を行うとともに、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Z内の避難を指示した場合は避難を行うこととし、P A Zを含む市町村に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には、市町村と連携し、国に要請するものとする。
- イ 知事は、P A Z内の予防的防護措置（避難）の実施に合わせ、原則としてU P Z内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、U P Zを含む市町村にその旨を伝達するとともに、U P Z外の市町村に対し、必要に応じて予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。
- ウ 知事は、事態進展が急速であるとして、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示又は独自の判断により、O I Lの値を超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避、避難又は一時移転のための立退きの指示の連絡、確認等を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には、市町村と連携し、国に要請するものとする。
- エ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。
- オ 知事は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等に対しても情報提供するものとする。
- カ 知事は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、受入れ施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。
また、県域を超える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難受入れに関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

【実用発電用原子炉施設以外の原子力施設の場合】

- ア 知事は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。
- イ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- ウ 知事は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等に対しても情報提供するものとする。
- エ 知事は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、受入れ施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。なお、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難対象区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。

(2) 避難・屋内退避等の実施方法

避難・屋内退避等の実施方法は次のとおりとする。

感染症流行下での原子力災害時においては、自宅や一時集合所等で屋内退避を行う場合、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が発せられている間は原則換気を行わないものとする。

また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難する。

ただし、一時集合所において一時的に滞在する場合、安定ヨウ素剤の緊急配布場所において屋内で配布する場合、UPZ内の医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合及び自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うこととする。

ア PAZ内

避難の指示があったときに所在している場所からの避難を原則とする。ただし、避難準備のために自宅に戻ることは妨げないものとする。

(ア) 自宅

自家用車等による直接避難を原則とし、自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等により避難

(イ) 学校等

児童、生徒等が学校にいる場合はバス等により避難

なお、学校等の施設管理者は、児童・生徒等の保護者への引き渡し方法について、あらかじめ定めておくものとする。

(ウ) 職場等

自家用車等による直接避難を原則とし、自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等により避難

イ UPZ内

(ア) 屋内退避の指示が発せられた段階では、帰宅することを原則とする。

また、自宅のある地域が既に避難の対象となるなど、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避するものとする。

(イ) 避難、一時移転等の指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始するものとする。

(ウ) 自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等により避難するものとする。

(エ) 避難した住民に放射性物質が付着しているかどうかを検査し、移動に問題がないことを確認するため、避難退域時検査を実施するものとする。

ウ 留意事項

(ア) 所在・関係周辺市町村長は、避難の措置を講じるにあたっては、乳幼児、児童、妊婦及びその付添人を優先する。

(イ) 所在・関係周辺市町村長は、要配慮者に十分配慮し、自家用車による避難が困難な場合は、手配した車両により搬送するものとする。

(ウ) 所在・関係周辺市町村長は、避難者等の搬送の車両が不足する場合は、本部長に対し応援を要請するものとする。

(エ) 所在・関係周辺市町村長は、避難の対象地域並びに避難所等に職員を派遣するとともに、関係機関、自主防災組織等の協力を得て、住民に対する避難所等への移動の指示、誘導、避難所等への搬送の乗車割当等の業務を円滑、迅速に行う。

(オ) 所在・関係周辺市町村長は、学校、病院等の規模の大きな施設の生徒、住民の避難を実施する場合は、当該施設の管理者及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ適切に行われるよう配慮するものとする。

- (カ)所在・関係周辺市町村長は、自主防災組織等による協力を得て、避難所等における住民の受入れ・保護及び避難所等の運営・管理を行うとともに、避難者に係る情報の早期把握に努め、本部長あて報告するものとする。
- (キ)所在・関係周辺市町村長は、本部長と連携し、住民の安否情報の提供等に資するため、地区毎の住民の最終的な受入れ施設の所在等について、幅広く広報を行う。

エ 協力要請

本部長は、あらかじめ別に定めるところにより関係原子力事業所、自衛隊、海上保安庁、関東運輸局（茨城運輸支局長）及び輸送機関に対し、避難者等の緊急輸送について協力を要請する。

3 避難所の開設・運営等

- (1) 県は、市町村に対し、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援するものとする。
- (2) 県は、市町村が行う各避難所等の適切な運営・管理を支援するものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、避難退域時検査の実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。
- (3) 県は、市町村と連携し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。
- (4) 県は、国と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
- 特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉避難所や福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (5) 県は、市町村と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 県は、市町村に対し、感染症防止対策として、自然災害の場合と同様に、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の実施を支援するものとする。

4 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び除染を行うものとする。

5 緊急時の住民等の被ばく線量の把握

県は、原子力災害対策指針に基づき、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得ながら、住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリングを行うとともに、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

6 安定ヨウ素剤の配布及び服用

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、避難区域を含む市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用の指示等の措置を講じるものとする。

(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は自らの判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は自らの判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求めるなど、あらかじめ定めた代替の手続によって配布・服用指示を行うものとする。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及び生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

9 飲食物、生活必需品等の供給

ア 所在・関係周辺市町村長は、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等を調達し、供給するものとし、調達が困難な場合には本部長及び近隣の市町村長に協力を要請する。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

イ 知事は、所在・関係周辺市町村長から飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けたとき、又は状況等から判断して必要と認めたときは、備蓄品の供給、給（貸）与、又は協定締結等をしている事業者等への物資の調達要請を行うほか、供給すべき物資が不足する場合には原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

ウ 知事は、飲食物、生活必需品等の供給のため緊急の必要があると認めるときは、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資等並びに運送すべき場所又は期日を示して、必要な物資等の運送を要請するものとする。

なお、運送事業者である指定公共機関等が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないとときは、当該機関に対し、必要な物資等の運送を行うよう指示するものとする。

10 交通規制・警備等

ア 知事は、独自の判断に基づき、応急対策実施区域を指定したときは、応急対策に従事する者を除き、この区域への立入りを禁止するよう所在・関係周辺市町村長に指示するとともに、第三管区海上保安本部茨城海上保安部長に協力を要請する。

イ 所在・関係周辺市町村長は、必要と認めるときは、独自の判断又は本部長の指導・助言を得て、原災法第28条第2項の規定に基づき読み替える災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定するものとする。

ウ 警察本部長は、応急対策実施区域に通じる道路において、立入禁止措置を講じるとともに、応急対策実施区域内を中心に、救出救助、避難誘導、地域安全対策等の警備活動を行うものとする。

エ 第三管区海上保安本部茨城海上保安部長は、海上の応急対策実施区域において、通行船舶の航行制限、航泊禁止等の措置を講じるとともに、救助、救急活動、警備活動を行うものとする。

- 才 知事は、住民の避難が円滑に進むよう、警察本部長に対し、必要な交通規制を求める。
- 力 警察本部長は、ヘリコプター、車両感知器等を活用して、交通状況を把握するとともに、災害対策本部、道路管理者等と相互に密接な連携を図りつつ交通規制を行い、緊急通行車両及び避難車両の円滑な移動を確保するものとする。

11 治安の確保

県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った地域については、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盜難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

第9節 要配慮者対応

1 広 報

県は、視聴覚障害者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語放送等による情報提供を行う。

また、外国人からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。

2 避難・屋内退避等

- (1) 知事は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、P A Z 内における施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態発生時には、P A Z を含む市町村に対し、避難のための立ち除きの指示の連絡、確認等を行うものとする。
- (2) 県は、避難誘導、避難所での生活に関し市町村と連携し、国の協力を得て、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握等に努め、保健福祉等の各種サービスを提供するとともに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受け入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。
- (4) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、知事は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受け入れ協力を要請するものとする。

第10節 緊急輸送

1 緊急輸送の順位

県は、所在・関係周辺市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長、県及び所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）など
- 第2順位 避難者の輸送、（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）災害状況の把握・進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む）及び資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員、資機材
- イ 避難者等の搬送
- ウ 国の現地対策本部長、県、所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）等、災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員）、国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む）、緊急時モニタリング要員等及び必要とされる資機材
- エ 避難所を維持、管理するために必要な人員、資機材
- オ 一般医療機関、初期医療機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターへ搬送する傷病者、被ばく者等
- カ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- キ その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 知事は、人員、車両等の調達に関して、自衛隊（陸上自衛隊施設学校）、関東運輸局（茨城運輸支局）、第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請するものとする。
- (3) 知事は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会等の場を通じて、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。
- (4) 県は、避難車両における感染症対策として、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等を実施する。

また、放射性物質による被ばくを避ける観点から、窓の開放等による換気は行わないことを基本とするが、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めるものとする。

4 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。

交通規制の実施にあたっては、P A Z など緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

県警察は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

第11節 原子力災害医療

1 原子力災害医療の体制

原子力災害時には、事故発生事業所周辺の住民及び当該事業所従業員等のうち、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者のほか、事故発生事業所での負傷者及び原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等の医療体制を設ける。

原子力災害医療は、次の3段階により行うものとし、その体制、業務等は図6のとおりとする。

① 原子力災害医療協力機関等における被ばく医療

一般傷病の有無をチェックするとともに、汚染の程度、被ばく線量を迅速に推定し、一定の判断基準のもとに除染等の処置を要する者のふるい分け（以下「スクリーニング」という。）及び一次除染等の必要な処置を行う。

ア 救護所の医療救護班

イ 次に掲げる原子力災害医療協力機関（以下、「初期医療機関」という。）

医療法人群衆会久慈茅根病院

医療法人渡辺会大洗海岸病院

株式会社日立製作所日立総合病院

独立行政法人国立病院機構茨城東病院

水戸赤十字病院

ウ 原子力事業所の医療施設

救護所の医療救護班は、スクリーニングチーム、一次診断除染チーム及び救護チーム（健康相談チームを兼ねる。）を編成する。

② 原子力災害拠点病院における被ばく医療

初期医療等の結果、有意な汚染の残存する者及び相当程度の被ばくをしたと推定された者に対して、次に掲げる原子力災害拠点病院において精密な医学的診断、被ばく線量及び二次除染を行う。

水戸医療センター

県立中央病院

筑波大学附属病院

③ 高度被ばく医療支援センターにおける被ばく医療

原子力災害拠点病院等での診療の結果、さらに被ばくによる障害の専門的診断、治療が必要とされる者に対して、次に掲げる高度被ばく医療支援センターにおいて専門的診断、治療、経過観察等を行う。

放射線医学総合研究所

福島医大

(1) 医師会及び医療機関への協力依頼

災害対策本部保健医療部は、茨城県医師会及び医療機関に対し、一般傷病者の受入れ等の協力を依頼する。

(2) 緊急医療センターの設置

ア 本部長は、上記の医療活動を一元的かつ総合的に行うため、本部に感染症対策課長を長とする緊急医療センターを設置する。

緊急医療センター長は、オフサイトセンター、支援・研修センター、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターとの連携を図り、国が派遣する原子力災害医療派遣チームの指導・助言及び日本赤十字社、救急医療機関、消防機関及び医療関係団体等の協力を得て被ばく者等に対する医療を行う。

イ 緊急医療センターは、支援・研修センター及び原子力災害医療派遣チーム、日本赤十字社茨城県支部及び茨城県医師会から派遣された者並びに県保健医療部職員により組織する。

ウ 緊急医療センター長は、本部を経由して関係機関に対して次のとおり要請又は指示する。

(ア) 国に対し、原子力災害医療派遣チームの派遣

(イ) 放射線医学総合研究所及び福島医大に対し、高度被ばく医療センターへの受入れ態勢の確立

(ウ) 国立病院機構霞ヶ浦医療センターに対し原子力災害医療への協力、及び日本赤十字社茨城支部長に対し緊急医療センターへの要員の派遣

(エ) 水戸医療センター院長、県立中央病院長及び筑波大学附属病院長に対し、同医療機関における被ばく医療の運営準備

(オ) 日本赤十字社茨城県支部長、茨城県医師会長、所在・関係周辺市町村長、関係事業所（原子力機構原子力科学研究所、原子力機構核燃料サイクル工学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構那珂核融合研究所（以下「那珂研」という。）、原子力機構大洗研究所、原電東海・東海第二発電所）の長、支援・研修センター長、各保健所長、県民センター長、県衛生研究所長、県立中央病院長、県立医療大学長、県立こども病院長及びその他茨城県診療放射線技師会等の関係団体の長又は関係機関の長に対し医療救護班等を構成するチーム又は要員の派遣

特に、スクリーニングチームにおける放射線測定を支援するため、本部を経由して原子力事業所職員経験者等を召集し、医療救護班に配置する。

エ 緊急医療センター長は、本部を経由して必要に応じ上記関係機関、関係事業所及び関係団体の長に対し放射線測定の資機材等の提供について要請する。

(3) 救護所の設置

ア 緊急医療センター長は、初期医療活動を行う必要があると認められた場合は、本部長に連絡の上、救護所を避難施設等に迅速に設置する。その際、市町村と設置場所、設置数及び設置時期等について協議する。

また、一時滞在者及び通過者に対応するため、適宜保健所に救護所を設ける。

救護所の形態については健康相談コーナーを設け、また適宜増員を図るなど避難人員に応じたものとする。

なお、精神医学等の専門家等の協力を得て、心のケアについても対応するものとする。

イ 初期医療を行う医療救護班は、表3に掲げる基準により編成する。

表3 医療救護班を構成するチーム編成基準

区分	救護所及び初期医療機関				原子力災害拠点病院
	スクリーニングチーム	一次診断除染チーム	救護チーム（健康相談チーム）	設置・運営チーム	
各チームの編成基準	医師		1	2	2
	看護師 又は保健師	3	2	4	3
	放射線測定要員	6	1	1	3
	受付要員等	3	2	2	4
	計	12	6	9	12

(注) 1 各チームは、指揮命令系統の実効性を確保するため、同一機関の職員により編成することを基本とする。

なお、各班には、班長及び副班長を置くものとする。

2 スクリーニングにおける放射線測定要員については、主に、次の原子力事業所に対し、要員の派遣や資機材の提供を要請する。

原子力機構（原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所、大洗研究所）、那珂研、原電東海・東海第二発電所

3 救護チームは、健康相談チームを兼ね、医師の1名は心のケアを担当する。

4 設置・運営チームは、救護所の資機材の調達、設置及び運営（連絡調整・記録・住民への情報提供）を担う。

5 二次診断除染チームは、原子力災害拠点病院の水戸医療センター、県立中央病院、筑波大学附属病院にそれぞれ設置する。

ウ 災害対策本部保健医療部は、救護所を開設したときは、茨城県医師会長に対し、次の事項を適宜連絡する。

(ア) 救護所の開設場所

(イ) 事故の概要、放出された放射性核種とその線量レベル、放射能汚染地域及び今後汚染が予想される地域並びに汚染の程度

(ウ) 住民の避難・屋内退避等の状況

(エ) その他、同医師会の協力を得るために必要な事項（情報）

エ 災害対策本部保健医療部は、救護所の開設以降、防護対策区域（屋内退避及び避難の区域）

周辺の医療機関等に対し、本部事務局から得た緊急時モニタリング結果等の災害情報や原子力災害医療等の関連情報を電子メールにより、災害医療関係情報を広域災害・救急医療情報システムにより適時・適切に正確な情報を提供する。

2 原子力災害医療措置

(1) 放射性物質放出事故

原子力災害医療は、次により行うものとする。

ア 本部設置前の措置

事故発生事業所における被ばく従業員の原子力災害医療を確保するため、次により対応する。

(ア) 高線量被ばく者（被ばくによる恶心、嘔吐等の急性症状が疑われる者）の場合

原子力事業者は、事故発生事業所において、汚染検査・除染・応急手当等の初期対応を行い、原子力災害拠点病院に移送する。この場合、当該事業所は、県感染症対策課長（緊急医療センター長）、原子力災害拠点病院の長（又は担当医師）に事前に事故及び被ばくの状況とその症状等について連絡し、その指示を受けるものとする。

被ばく者の移送に当たっては、放射線管理要員等の専門家を同行させ、搬送や原子力災害医療担当医師等に対し適切な対応のための必要な情報提供を行うものとする。

原子力災害拠点病院において、高度被ばく医療が必要と判断された場合は、高度被ばく医療支援センターと協議の上、当該医療機関に移送する。

(イ) 低線量被ばく者の場合（高線量被ばく者以外の場合。以下同じ。）

原子力事業者は、事故発生事業所において、汚染検査・除染・応急手当等の初期対応を行い、必要に応じ、今後設置される救護所において検査・除染・救護処置等を受けるものとする。

なお、被ばく患者の初期診療を優先する必要があると判断される場合は、原子力災害医療協力機関に移送する。この場合、当該事業所は、県感染症対策課長、原子力災害医療協力機関の長（又は担当医）に事前に事故及び被ばくの状況とその症状等について連絡し、その指示を受けるものとする。

事故発生事業所での被ばく線量の評価によって、別に定める判断基準（以下「判断基準」という。）を超える者又はホールボディカウンタによる測定が必要と認められる者については、原子力災害拠点病院又はホールボディカウンタによる測定が可能な原子力事業所に移送して測定を行う。この場合の県感染症対策課長や原子力災害拠点病院、さらには原子力事業所との連絡・協議等は高線量被ばくの場合と同様又はこれに準じて行う。被ばく者の移送に当たっては、放射線管理要員等の専門家を同行させ、搬送や原子力災害医療担当医師等に対し、適切な対応のための必要な情報提供を行うものとする。

イ 本部設置後の措置（実用発電用原子炉以外 図7参照）

(ア) 原子力災害医療協力機関等における被ばく医療（救護所及び初期医療機関等）

- ① 救護所におけるスクリーニングチームは、身体表面汚染検査、頸部測定、鼻スメアによるスクリーニングを行う。多数の汚染者等が出た場合には、これを効率よく行う。また、初期医療機関は、救護所から搬送された被ばく者等の初期診療及び救急診療を行う。
- ② スクリーニングの結果、判断基準以上の汚染がない者に対し、救護チーム又は初期医療機関は視診又は問診により一般傷病の有無を判断し、一般傷病のある者には応急手当等を行い、症状に応じて適切な一般医療機関へ移送し、又は同医療機関において、必要な医療を行う。
- ③ スクリーニングの結果、判断基準以上の汚染等がある者に対し、救護所においては一次診断除染チームが、初期医療機関は自ら又は除染が可能な施設に移送して、汚染衣服等の管理、鼻腔汚染スメア採取、一次除染及び再測定を行う。

また、外傷部位に汚染が認められた者は、応急措置を行った後、原子力災害拠点病院へ移送する。

皮膚等の汚染のみがある者で、一次除染後の再測定の結果、判断基準以上の汚染がなくなった一般傷病者については、応急手当等を行い、適切な一般医療機関へ移送する。初期医療機関においては、症状に応じて自らの施設において又は適切な一般医療機関へ移送し、必要な医療を行う。

一次除染後の再測定の結果、判断基準以上の汚染等がある者については、原子力災害拠点病院へ移送する。

(イ) 原子力災害拠点病院における被ばく医療（水戸医療センター、県立中央病院及び筑波大学附属病院等）

- ① 原子力災害拠点病院においては二次診断除染チームが、汚染衣服等の管理、二次除染、生物学的試料（血液及び尿等）の採取及び測定並びにホールボディカウンタ等による内部被ばく測定検査及びこれらの結果に基づく線量評価を行う。
- ② 二次除染後の再測定の結果、判断基準以上の被ばく等はないが、一般傷病のある者に対しては、問診及び応急手当等を行い、症状に応じて原子力災害拠点病院の一般医療部門において診断、治療を行う。
- ③ 判断基準以上の被ばく等の残存する者又は放射線障害のおそれがある者に対しては、診断又は応急処置を行い、被ばく等による障害の専門的診断又は治療が必要と判断された者は、放射線医学総合研究所又は福島医大へ移送する。

(ウ) 高度被ばく医療支援センターにおける被ばく医療（放射線医学総合研究所、福島医大等）
移送された者を受け入れ、被ばく等による障害の専門的診断及び治療を行うとともに、経過観察を行う。

(エ) 被ばく者搬送等の支援

緊急医療センター長は、上記(ア)、(イ)、(ウ)の原子力災害医療において、被ばく者搬送等に支援が必要と判断した場合には、本部を経由して消防機関や自衛隊に支援の要請を行う。

(オ) 安定ヨウ素剤の取り扱い

- ① 緊急医療センター長は、本部より、住民の防護措置が必要になる可能性があると判断された場合には、薬務班長に連絡し一時集合所や避難所等への安定ヨウ素剤の配備の準備を進めるものとする。
- ② 本部長は、周辺住民等に対し安定ヨウ素剤の服用について、国の原子力災害対策本部から指示があった場合には、緊急医療センター長を介して、所在・関係周辺市町村長に対し、安定ヨウ素剤の服用若しくは中止及び回収を指示する。

ウ 本部設置後の措置（実用発電用原子炉 図8参照）

(ア) 有傷病者の被ばく医療体制

① P A Z 内が避難区域になった段階

P A Z 内が避難区域になった段階では、P A Z 内にある原子力災害医療協力機関（久慈茅野病院、茨城東病院）を除く原子力災害医療協力機関（大洗海岸病院、日立総合病院及び水戸赤十字病院）と原子力災害拠点病院で対応することとする。

② 原子力災害医療協力機関の全てが避難区域となった段階

原子力災害医療協力機関の全てが避難区域となった段階では、原子力災害拠点病院の水戸医療センター又は県立中央病院に搬送することとし、当該医療機関で対応が困難な場合は、筑波大学附属病院に搬送し対応することとする。

③ U P Z 内全てが避難区域となった段階

U P Z 内全てが避難区域となった段階では、筑波大学附属病院で対応することとする。

④ スクリーニングレベル

表面汚染検査用の測定器又は体表面汚染モニタを用いた検査においてO I L 4 の基準値 40,000cpm を超えない場合は、原子力災害協力機関において応急処置及び簡易除染を行うこととし、基準値を超えた場合は、原子力災害拠点病院に搬送し対応することとする。

⑤ 搬送

原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院への搬送は、地域の救急車を使用し行うこととするが、高度被ばく医療支援センターを含め緊急を要する場合は県防災ヘリコプターにより搬送する。

(イ) 傷病を伴わない被ばく医療体制（図9参照）

① 緊急医療センター長は、避難退域時検査でO I L 4 の基準値 40,000cpm を超えた場合は、本部長の承認を受け保健所の医療救護班長等に対し、原子力災害拠点病院や県有施設等において甲状腺等の線量評価のための検査の実施を指示するとともに、原子力機構及び自衛隊に対し移動型ホールボディカウンタ車や移動型除染車の出動を要請する。

② 個人線量評価のための検査は、あらかじめ指定した県有施設等において、必要に応じて全身用シャワーで除染後、甲状腺簡易内部被ばく検査やホールボディカウンタにより実施する。

③ 甲状腺簡易内部被ばく検査は、避難退域時検査で基準値を超え簡易除染を行った者に対して、NaI シンチレーションサーベイメータを用いて、甲状腺被ばくの有無を確認し、異常のない者は避難所へ移動する。

④ ホールボディカウンタによる内部被ばく検査は、甲状腺簡易内部被ばく検査において、甲状腺被ばくが確認された者に対して実施し、異常のない者は視診又は問診によるチェックを行ったうえで避難所へ移動する。

⑤ ホールボディカウンタによる内部被ばく検査の結果、さらに精密な検査を必要とする場合は、原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センターにおいて検査ができるよう緊急医療センター長が調整する。

(2) 中性子線等の直達放射線被ばく事故

原子力災害医療は、次により行うものとする。

ア 本部設置前の措置

事故発生事業所における被ばく従業員の緊急医療を確保するため、次により対応する。

(ア) 高線量被ばく者の場合

上記(1)のアの(ア)と同じ。

なお、当該事業所の被ばく従業員の線量評価は、原則として個人被ばく線量計等により同所において行う。

(イ) 低線量被ばく者の場合

原子力事業者は、事故発生事業所において、汚染検査・除染・応急手当等の初期対応を行う。

必要に応じ、今後設置される救護所において検査・除染・救護処置等を受けるものとする。

事故発生事業所での被ばく線量の評価によって、判断基準を超える者又はホールボディカウンタによる測定が必要と認められる者については、原子力災害拠点病院又はホールボディカウンタを整備している原子力事業所に移送して測定を行う。この場合の、県感染症対策課や原子力災害拠点病院、さらには原子力事業所との連絡・協議に関する手順等は高線量被ばくの場合と同様又はこれに準じて行う。

イ 本部設置後の措置 (図10参照)

次により対応する。

(ア) 原子力災害医療協力機関等における被ばく医療 (救護所及び初期医療機関等)

必要に応じ身体表面汚染検査・除染を行うとともに、ホールボディカウンタによる測定の要否の判断を行う。

ホールボディカウンタによる測定が必要と判断された者は、原子力災害拠点病院又はホールボディカウンタを整備している原子力事業所に移送して測定を行う。

(イ) 原子力災害拠点病院における被ばく医療 (水戸医療センター、県立中央病院及び筑波大学附病院等)

ホールボディカウンタによる測定で判断基準を超える者に対して、生物学的試料採取・検査を行うとともに、判断基準以上の被ばく等の残存する者又は放射線障害のおそれがある者に対しては、診断又は応急処置を行い、被ばく等による障害の専門的診断又は治療が必要と判断された者は、放射線医学総合研究所又は福島医大へ移送する。

(ウ) 高度被ばく医療支援センター (放射線医学総合研究所及び福島医大等)

上記(1)のイの(ウ)と同じ。

(エ) 被ばく者搬送等の支援

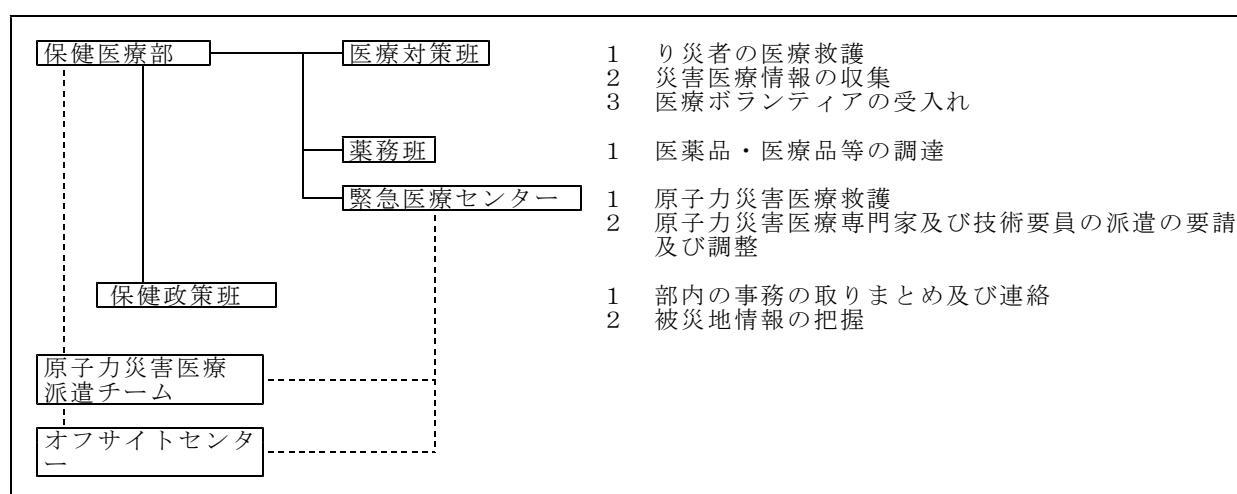
上記(1)のイの(エ)と同じ。

図6 原子力災害医療体制

本部

班

分担業務



救護所（中性子線被ばくの場合は原子力災害拠点病院を含む）及び初期医療機関

初期医療	医療救護班 (医療機関においては、任意に組織したチームによる。)	
	(医療救護班の編成)	
	スクリーニングチーム	1 放射能等汚染検査又は問診による被ばく者のスクリーニング
	一次診断除染チーム	1 汚染衣服等の管理 2 鼻腔スメアの採取 3 一次除染
	救護チーム (健康相談チーム)	1 視診・問診によるチェック及び一般傷病の応急手当 2 健康相談（心のケアを含む。）
	設置運営チーム	1 救護所用資機材の調達 2 救護所の設置・撤去 3 救護所の運営（連絡調整・記録）

水戸医療センター・県立中央病院
・筑波大学附属病院

原子力災害拠点病院	医療救護班 二次診断除染チーム	1 ホールボディカウンタによる測定検査
		2 汚染衣服等の管理 3 二次除染及び生物学的試料（血液・尿等）の採取 4 二次診断及び治療
(医療機関においては、任意に組織したチームによる。)		

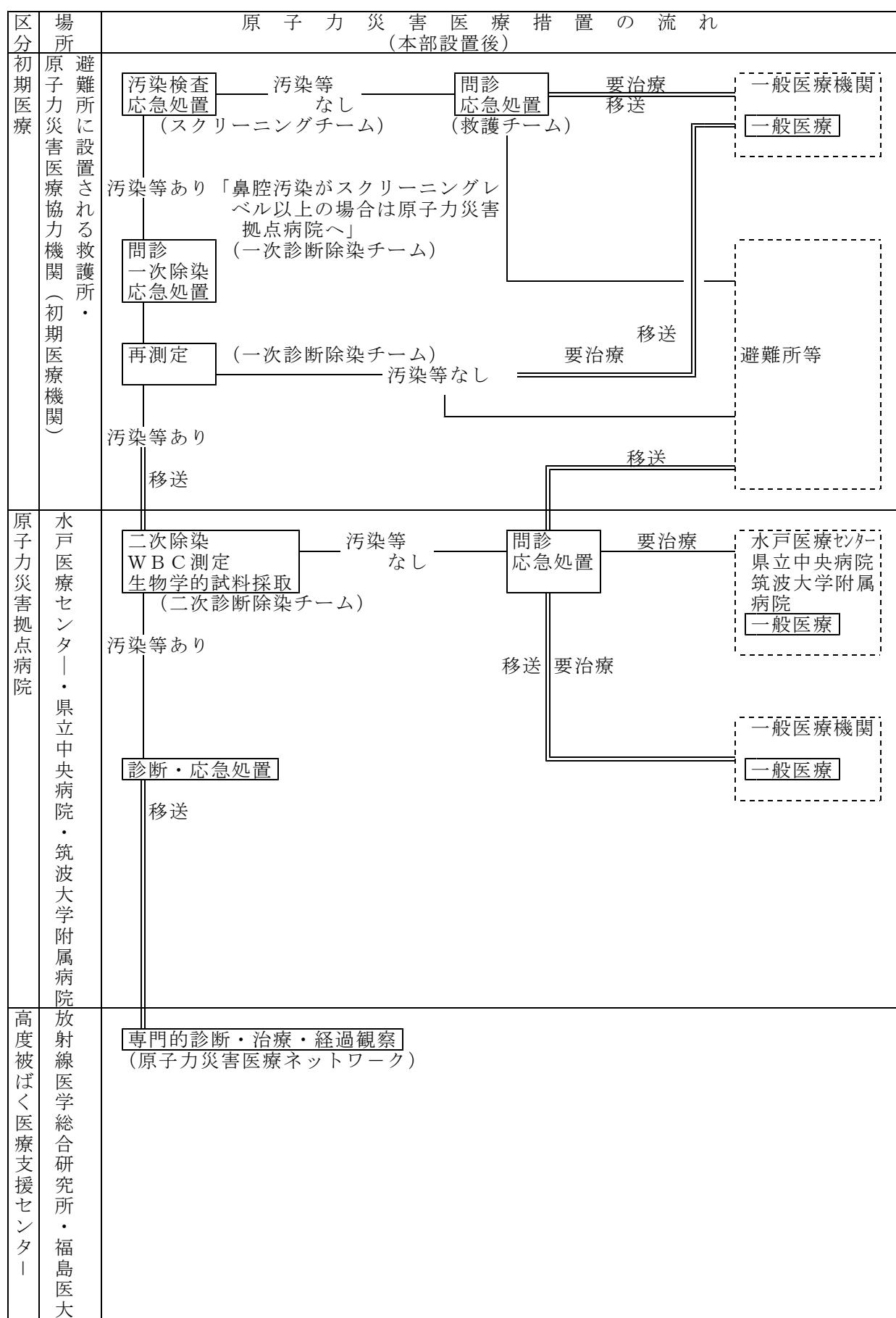
放射線医学総合研究所・福島医大

高度被ばく医療支援センター	被ばく医療ネットワーク	1 三次診断及び治療

一般医療機関

救急医療	周辺医療機関、救急医療指定医療機関、救命救急センター及び災害拠点病院	1 被ばくのない一般傷病者の治療

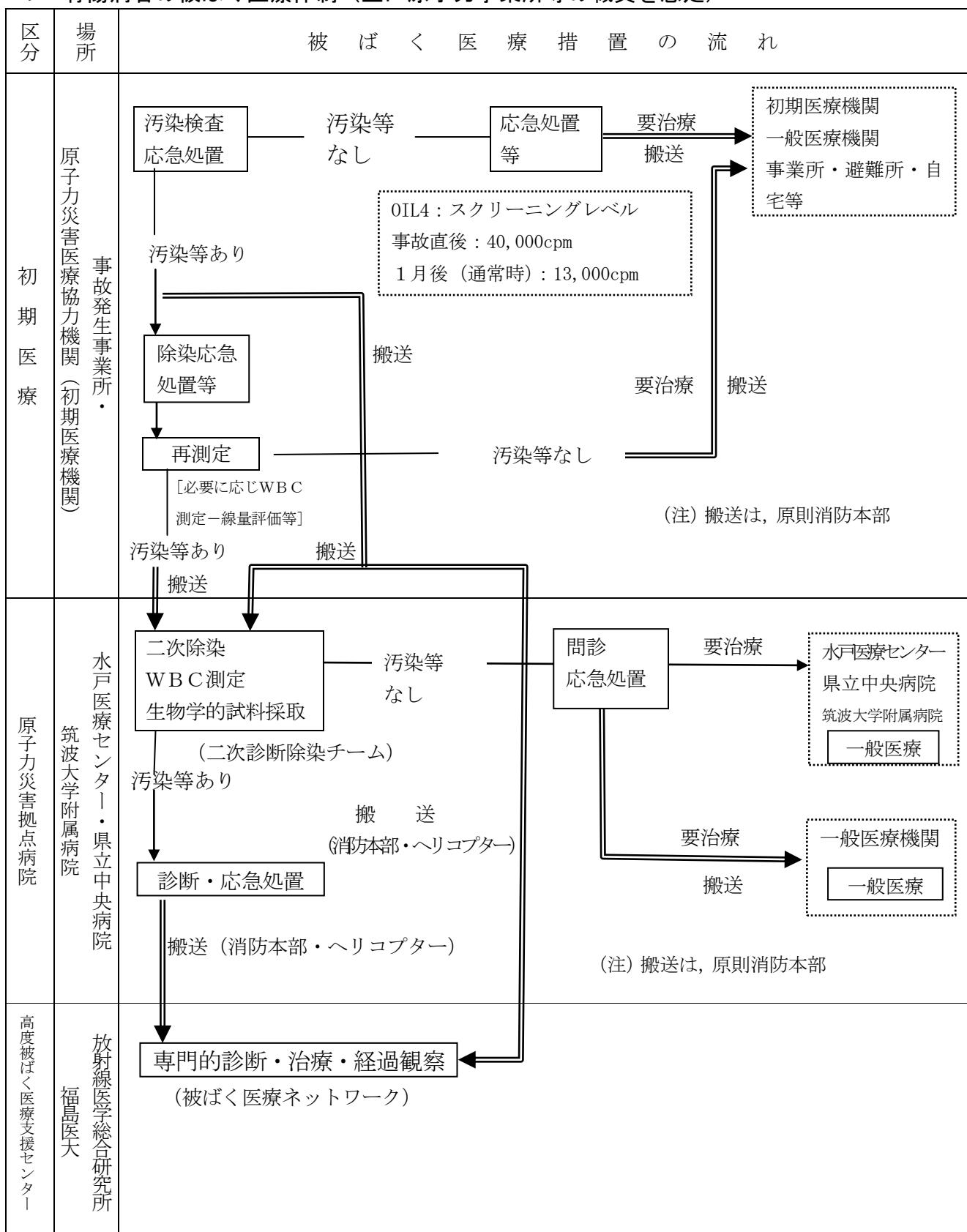
図7 原子力災害医療措置の流れ(放射性物質被ばく事故)



(注) 1 WBC : ホールボディカウンタ
2 ——— : 救急車等による移送

図8 原子力災害時（実用発電用原子炉の場合）

1 有傷病者の被ばく医療体制（主に原子力事業所等の職員を想定）



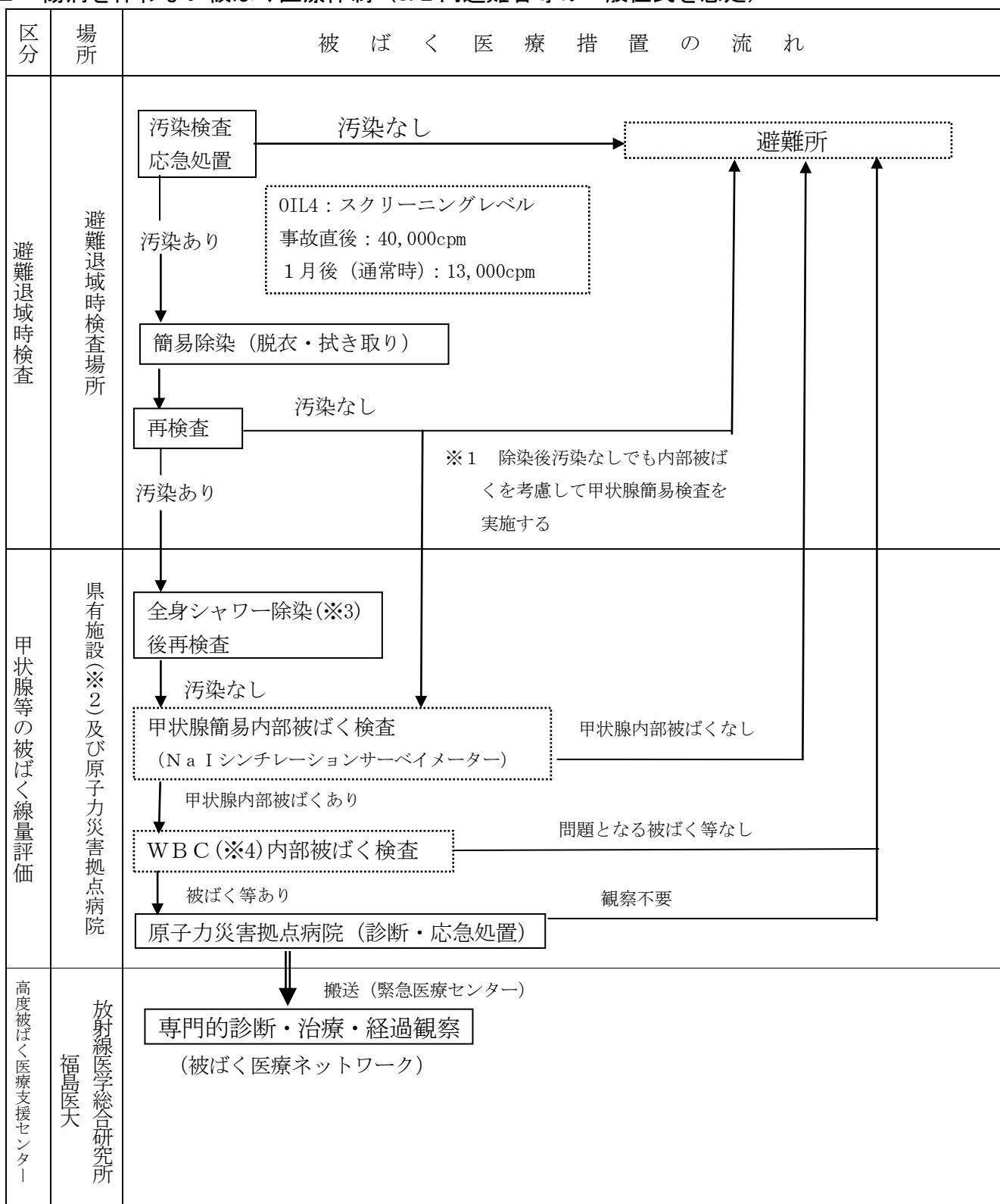
(注) 1 WBC : ホールボディカウンタ

2 —————：救急車等による搬送

3 避難の状況により初期医療機関への搬送は、直接原子力災害拠点病院になる場合がある

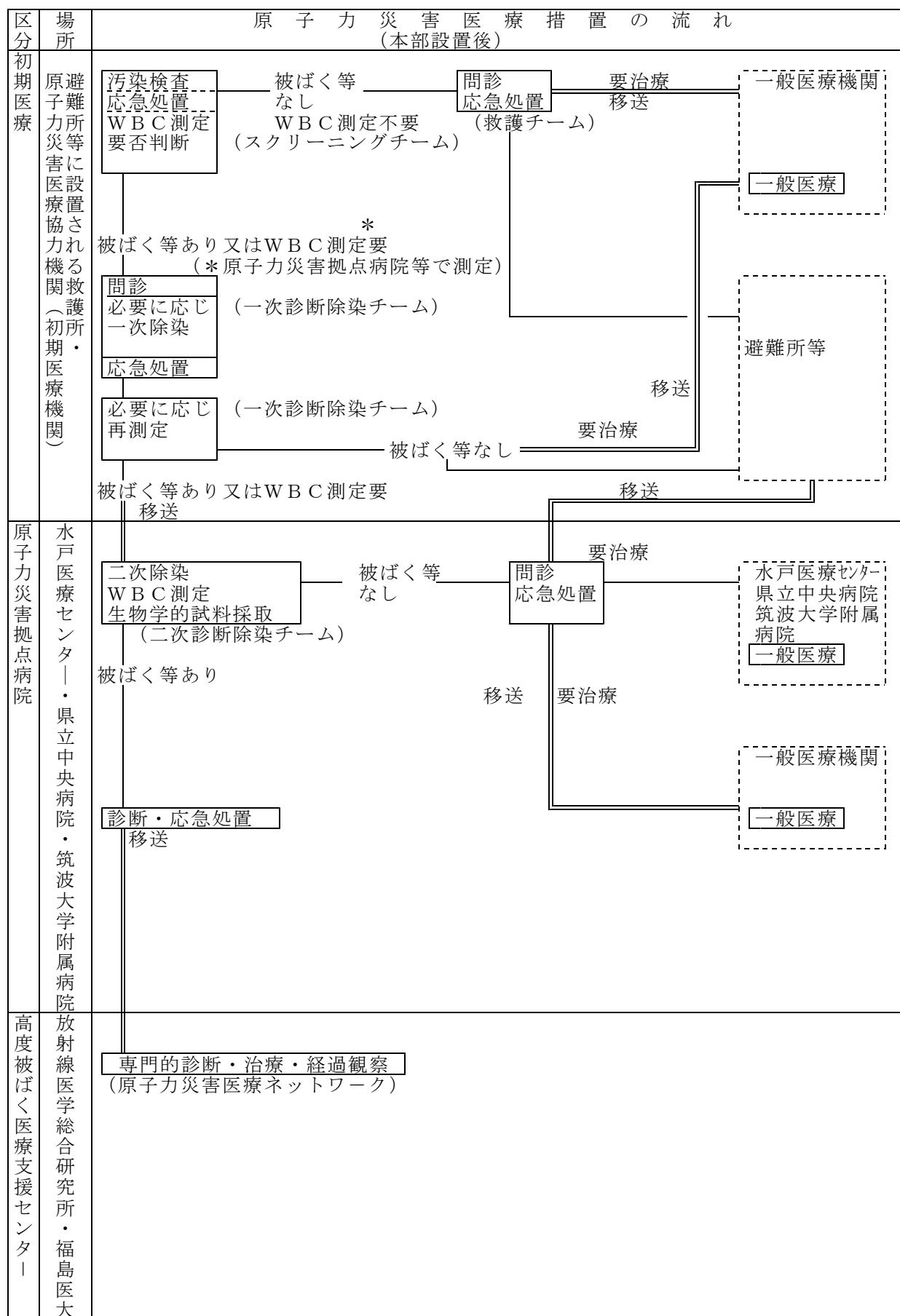
図9

2 傷病を伴わない被ばく医療体制 (UPZ 内避難者等の一般住民を想定)



- (注)
- ※1 避難を優先する場合、一旦避難した後、数日以内に検査する
 - ※2 空間線量率が十分低い環境を確保できる施設を指定する
 - ※3 保健所所有のシャワーテント及び関係機関の移動型除染車等を活用する
 - ※4 WBC (ホールボディカウンタ) は、原子力災害拠点病院や関係機関の移動型を活用する

図10 原子力災害医療措置の流れ（中性子線等の被ばく事故）



(注) 1 WBC : ホールボディカウンタ

2 ————— : 救急車等による移送

3 初期医療機関における対応は記載を省略

第12節 飲食物等に関する措置

1 暫定飲食物摂取制限

知事は、国の指示又は独自の判断により、OILの値を超える地域を特定し、一時移転の措置を講じた場合は、併せて当該地域の生産物の摂取を制限するよう市町村長に対し指示するものとする。

2 飲食物等の摂取制限

知事は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 知事は、市町村長に対し、当該区域内住民の汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置を講じるよう指示する。
- (2) 知事は、市町村長に対し、当該区域内の住民、農畜水産物等の集荷機関、市場等に食料等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう指示する。
- (3) 知事は、市町村長に対し、飲料水あるいは食料等の摂取制限等の措置を指示したとき、又は団体等に対し直接指示したときは、市町村長及び防災関係機関の長と協力して必要な飲料水、食料等の確保・供給に努める。

表4 飲食物等の摂取制限に関する指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値 注1)			防護措置の概要
		核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
OIL6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg		2,000Bq/kg 注2)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
	放射性セシウム	200Bq/kg		500Bq/kg	
	ウラン	20Bq/kg		100Bq/kg	
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg		10Bq/kg	

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

注2) 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第13節 防災業務関係者の防護対策

1 防災業務関係者の安全確保

- (1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、あらかじめ定められた緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護に係る基準を適用する、又は同基準を参考として、当該防災業務関係者の放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、上記の基準を参考として、要請した組織と協議して同指標を定めることができるものとする。
- (2) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

2 防護対策

- (1) 知事は、必要に応じて、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。
また、知事は、所在・関係周辺市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。
- (2) 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、知事は、業者より調達を行うほか、原子力事業者、関係道府県及び国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に調達の要請を行うものとする。
- (3) 知事は、上記(2)においても、なお防護資機材が不足する場合には、原子力災害合同対策協議会の場において、関係機関に対し、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護は、上記1(1)の基準又は指標に基づき、原則として各機関独自で行うものとするが、これが困難な場合、県は、支援・研修センターなど防災関係機関と協力して、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織が行う放射線防護を支援するものとする。
- (2) 知事は、原子力災害医療現地派遣チームと緊密な連携のもと、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員の被ばく管理・健康管理を行うとともに、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の属する組織が実施する被ばく管理・健康管理について、必要な支援を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとし、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に対して原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。
- (3) 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員の安全確保のため、オフサイトセンタ

一等において、国、所在・関係周辺市町村、原子力事業者及び支援・研修センター等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第14節 行政機関の退避

- (1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。
なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。
- (2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。
- (3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる市町村に対しては、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 放射性物質の除去等

- 1 事故発生事業所の長は、事故収束後も汚染拡大防止に努めるとともに、放射性物質の除去・除染及び放射線の遮蔽を行う。
- 2 県は、支援・研修センターとの協力のもと、国、所在・関係周辺市町村及び防災関係機関の長と連携し、環境中の放射性物質の除去・除染を行う。

第2節 各種規制措置の解除

知事は、緊急時モニタリングの結果、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の摂取・出荷制限等の解除を関係機関に指示する。

第3節 広報

県は、緊急時モニタリングの結果、各種規制措置の解除、健康被害、環境被害など災害の状況をとりまとめ公表するとともに、わかりやすい形でその内容を幅広く広報する。

なお、事故等の影響により、本県において風評被害が発生するおそれがある場合、避難・屋内退避等の措置が講じられた地域の住民は勿論のこと県民全体を対象とした広報を行うとともに、国との連携のもと首都圏等の大消費地をも対象とした広報を積極的に行う。

特に、農林水産業、商工業、観光業等への風評被害を防止するため、テレビ、ラジオ、ホームページ、広告等を用いた広報を行うとともに、主要市場、関係団体等への職員の派遣、街頭での周知宣伝等を通じ、各種安全宣言の周知活動やイメージ回復のためのキャンペーンを実施する。

第4節 被害状況の調査等

1 住民の登録

知事は、国と連携して、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に受け入れた住民について、あらかじめ定める記録票により登録するよう当該市町村長に指示する。

2 被害調査

知事は、国と連携して、次に掲げる事項に起因して住民が受けた被害を調査するよう当該市町村長に指示する。

- ア 避難・屋内退避等の措置
- イ 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- ウ 立入禁止措置
- エ その他必要と認める事項

3 汚染状況図の作成等

県は、国と連携して、緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料及び記録を整備するものとする。

4 被災者の生活の支援

県は、被災者の自立的再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国と連携するとともに、市町村及び関係機関と協力し、必要に応じ、義援金の募集・配分、租税の減免に努めるとともに、資金の融資・貸付、損害賠償が円滑に行われるよう次のような窓口を設置する。

(1) 住民相談総合窓口の設置

住民からの健康上の相談、放射能の影響、損害賠償関係、農作物の汚染など、各種相談に対応するために、総合窓口を設置する。

(2) 被災中小企業者、農林水産業者への支援

被災中小企業者、農林水産業者に対する援助、助成措置について広く広報するとともに、相談窓口を設置する。

(3) 損害賠償関係

損害賠償が迅速、的確に行われるよう対策窓口を設置する。

第5節 住民等の健康影響調査等の実施

1 健康影響調査・健康相談

- (1) 県は、国及び所在・関係周辺市町村長とともに、防護対策を講じた地域住民等に対して、支援・研修センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査（健康診断等）及び心のケアを含む健康相談を実施する。
- (2) 健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施する。

2 飲料水・食品の安全確認

県は、飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後において、必要に応じ、飲料水及び食品の放射能測定を実施し、その安全性を確認する。

第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等

事故発生事業者は、復旧段階において、県、所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を速やかに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、施設敷地緊急事態等の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明を行うとともに、県及び所在・関係周辺市町村が実施する住民の健康診断、健康相談等の原子力災害事後対策の立案への参加や広報（住民相談窓口を含む。）への協力をする。

また、事故発生事業者は、被災者の損害賠償請求等のため相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

第7節 物価の監視

県は、国、市町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

茨城県地域防災計画 (原子力災害対策計画編)

編集発行 茨城県防災会議
事務局 茨城県防災・危機管理部
原子力安全対策課
TEL 029(301)2922
作成 昭和38年10月
最終修正 令和5年1月（発行 令和5年1月）
